

## 令和7年白老町議会議案説明会会議録

令和7年2月20日（木曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 2時58分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会3月会議議案説明
- 

### ○出席議員（14名）

1番 水口光盛君	2番 田上治彦君
3番 氏家裕治君	4番 長谷川かおり君
5番 飛島宣親君	6番 前田弘幹君
7番 森山秀晃君	8番 佐藤雄大君
9番 前田博之君	10番 貳又聖規君
11番 森哲也君	12番 西田祐子君
13番 広地紀彰君	14番 小西秀延君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	鈴木徳子君
企画財政課長	増田宏仁君
政策推進課長	太田誠君
税務課長	高尾利弘君
町民課長	久保雅計君
健康福祉課長	渡邊博子君
子育て支援課長	齋藤大輔君
高齢者介護課長	森誠一君
生活環境課長	工藤智寿君
経済振興課長	三上裕志君
農林水産課長	菊池拓二君
建設課長	瀬賀重史君

上下水道課長	山本康正君
学校教育課長	富川英孝君
消防長	本間佳令君
病院事務長	本間力君
病院参事	温井雅樹君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間弘樹君
主幹	小山内恵君

---

◎開会の宣告

○議長（小西秀延君） これより令和7年定例会3月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

---

○議長（小西秀延君） 定例会3月会議に町長から提案のある議案は、各会計の補正予算5件、新年度の各会計予算9件、条例の制定1件、条例の一部改正16件、和解及び損害賠償額の決定1件、専決処分の報告2件、あわせて34件であります。

順次、議案の説明をいただきますが、議案の内容等によりまして、日程の変更をあらかじめ議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

日程第1、議案第32号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案の説明をお願いいたします。

菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） 議32-1をお開きください。議案第32号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

準用河川ウトカンベツ川に起因した農地被害に対する国家賠償法に基づいた町の賠償責任について、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出。白老町長。

1、和解及び損害賠償の相手方並びに損害賠償額、住所及び氏名は記載のとおりです。損害賠償額は122万円です。

2、和解の内容、(1)白老町は、相手方に対し、本件賠償金として総額122万円の支払義務があることを認める。(2)白老町は、相手方に対し、前号の金員を令和7年3月31日限り相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は白老町の負担とする。(3)白老町は、流亡した農地の早期原状回復を行うものとする。(4)相手方は、いずれもその余の請求を放棄する。(5)相手方と白老町は、相手方と白老町との間には本件に関し和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

続いて議32-3をお開きください。議案説明です。1、農地被害の概要です。白老町の基幹産業である畜産業における基盤整備等を図るため、極東地区を流れる準用河川ウトカンベツ川において、昭和58年度に国営事業により極東幹線排水路を整備し、昭和63年度の事業完了を受け、町は国との間において土地改良法に基づいた管理委託協定書を締結し、これまで維持管理を行ってきております。

しかしながら、当該土地改良財産のうち護岸工などの経年劣化や度重なる大雨等の影響を受け、河川流路の変化が生じたことにより、隣接する農地を断続的に侵食し、平成26年から現在に至るまでの期間、地権者に対して営業損害を与えたものです。

2、和解及び損害賠償額です。本件は、国家賠償法第2条に規定する河川その他の公の営造物の管理に瑕疵があったことが原因であることから、農地の原状回復及び営業損害に対する賠償額の提示をもって、民法第695条の規定に基づき和解し、損害賠償額として総額122万円を支払うものです。

なお、本件につきましては、2月4日に開催されました議会全員協議会において、これまでの経緯を説明しておりますことを申し添えます。以上で議案第32号の説明を終わります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第32号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第11号）、議案の説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは議1-1へお戻りください。議案第1号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第11号）です。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億2,411万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億1,127万6,000円とするものです。

続いて2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3、4ページの2、歳出につきましては記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

続いて5ページです。「第2表 繰越明許費」です。3款民生費、1項社会福祉費、低所得世帯支援事業（国R6補正・非課税）1億1,114万円は、補正予算第10号で計上した給付事業について、年度内の給付完了が困難であることから、翌年度に繰越し、事業を執行するものであります。

続いて同じく3款民生費、1項社会福祉費、物価高騰対策町民生活支援事業8,615万3,000円は、同じく補正予算第10号で計上した事業について、年度内の事業完了が困難であることから、翌年度に繰越し、事業を執行するものであります。

続いて同じく3款民生費、2項児童福祉費、低所得世帯支援事業（国R6補正・子ども加算）449万1,000円は、補正予算第10号で計上した給付事業について、年度内の給付完了が困難であることから、翌年度に繰越し、事業を執行するものであります。

続いて6ページをお開きください。「第3表 債務負担行為補正」です。1、変更につきましては、それぞれ入札等の額の確定などにより、限度額を変更するものであります。2、廃止につきましては、借り手がいなかったため廃止するものであります。

続いて7ページになります。「第4表 地方債補正」については、記載のとおりで歳出の財源としてご説明いたします。

続いて歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明いたします。28、29ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費、(1)共通通信運搬経費30万円の増額補正であります。郵便料金の値上げにより通信運搬費の不足が見込まれることから、不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)庁舎管理経費34万2,000円の減額補正であります。燃料費は石油価格高騰に伴う不足見込み分の増額、清掃業務委託料及び庁舎施設管理業務委託料は精算による減額で、財源は一般財源の減となります。(3)情報化推進経費65万5,000円の減額補正であります。廃棄物収集・運搬業務委託料は、サーバー等の処分量の減少による減、OA機器保守等委託料は精算による減で、財源は一般財源の減となります。(4)デジタル化推進事業197万1,000円の減額補正であります。不用額の整理による減で財源は国庫支出金のデジタル田園都市国家構想交付金28万2,000円の減、一般財源168万9,000円の減となります。(5)光ケーブル支障移転事業874万8,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、事業未実施に伴う皆減で、財源は財産収入の光ネットワーク回線貸付料の減となります。(6)町史編さん事業1万円の増額補正であります。報酬は町史編さん委員会の開催回数増に伴う不足分を計上するもので、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金を充当いたします。(7)難視聴対策施設送信機器改修事業649万円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債640万円の減、一般財源9万円の減となります。

1項4目広報広聴費、(1)広報活動経費35万円の減額補正であります。委託料は精算に伴う減で、財源は諸収入の広報紙有料広告掲載料60万3,000円の増、一般財源95万3,000円の減となります。(2)町長タウンミーティング開催事業25万9,000円の減額補正であります。不用額の整理による減で、財源は一般財源の減となります。

1項7目財産管理費、(1)町有林管理事業71万7,000円の減額補正であります。町有林保育事業委託料は間伐する量の減に伴う減額で、財源は道支出金の森林環境保全直接支援事業補助金2万6,000円の増、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金74万3,000円の減となります。

1項9目企画調整費、(1)企画調整事務経費9万8,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)生活交通確保維持推進事業164万4,000円の減額補正であります。委託料及び借上料は不用額の整理による減、負担金は補助申請者が想定を下回ったことから減額するもので、財源は使用料及び手数料の地域公共交通回数券使用料が37万4,000円の減、一般財源127万円の減となります。(3)UIターン新規就業者移住支援事業60万円の減額補正であります。本年度中の申請者が見込まれないことから、不用額を減額するもので、財源は道支出金の移住支援事業補助金45万円の減、一般財源15万円の減となります。(4)地域活力創造ショートステイ誘致促進事業54万4,000円の減額補正であります。申請者が想定を下回ったことから不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。(5)移住・定住促進事業は財源振替であります。当初、財源として北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を予定しておりましたが、事業不採択となったことから財源を振り替えるもので諸収入のいきいきふるさと推進事業助成金が100万円の減、一般財源が100万円の増となります。(6)移住定住促進家賃サポート事業362万円の減額補正であります。申請者が想定を下回

ったことから不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。(7)ふるさと納税推進PR事業27万4,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減であります。寄附金の一般寄附分を同額減額いたします。(8)大学生等通学費助成事業135万9,000円の減額補正であります。申請者が想定を下回ったことから不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。(9)地域おこし協力隊活用事業50万円の減額補正であります。次ページになりますが不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項10目総合計画費、(1)総合戦略等策定事業49万3,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項12目支所及び出張所費、(1)行政事務包括委託経費58万7,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項13目交通安全対策費、(1)自動車運転免許自主返納サポート事業26万6,000円の減額補正であります。免許返納者が想定を下回ったことから不用額を減額するもので、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

1項14目自治振興費、(1)町内会活動育成経費67万6,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)地区コミュニティ支援事業30万円の減額補正であります。次ページにわたりますが不用額の整理による減額で、財源は諸収入の地域づくりセミナー開催支援金の減となります。

1項15目町民活動推進費、(1)町民まちづくり活動センター運営経費130万7,000円の減額補正であります。人件費の減に伴う不用額の整理で、財源は一般財源の減となります。

4項2目衆議院議員選挙費、(1)衆議院議員選挙経費115万8,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は道支出金の衆議院議員選挙事務委託金の減となります。

5項2目指定統計費、(1)指定統計調査経費13万1,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は道支出金の農林業センサス委託金14万9,000円の減、国勢調査・調査区設定委託金1万8,000円の増となります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)物価高騰対策低所得世帯支援事業(新たな非課税等)3,527万7,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額及び国庫補助金の不足分を一般財源で措置していた分の財源振替で、財源は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が3,597万6,000円の増、一般財源7,125万3,000円の減となります。(2)定額減税対応調整給付事業1,302万9,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが不用額の整理による減額及び国庫補助金の不足分を一般財源で措置していた分の振替で、財源は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が9,508万円の増、一般財源1億810万9,000円の減となります。(3)低所得世帯支援事業(国R6補正・非課税)71万8,000円の減額補正であります。補正予算第10号において事務に従事する会計年度任用職員の雇用に要する経費を計上したものでありますが、会計年度任用職員の雇用から業務委託へと事務処理方法を変更したことから経費の整理を行うもので、会計年度任用職員の雇用に要する給料及び職員手当等、共済費負担金を減額し、新たに事務委託料を計上するもので、財源は一般財源の減であります。

1項2目老人福祉費、(1)在宅老人福祉事業経費52万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は道支出金の外国人高齢者福祉給付金支給事業補助金12万円の減、一般財源40万円の減となります。(2)老人福祉単独事業経費39万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(3)介護予防支援事業所運営経費110万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は諸収入の介護予防サービス計画作成収入の減となります。

43ページをお開きください。(4)後期高齢者医療制度運営経費1,733万2,000円の減額補正であります。令和5年度療養給付費負担金の確定精算による減額で、財源は一般財源の減となります。(5)後期高齢者医療事業特別会計繰出金596万2,000円の減額補正であります。事務費45万円は不用額の整理による減、広域連合負担金の保険料軽減分は軽減対象者が確定したことにより、413万7,000円の減、広域連合負担金の連合運営分は、市町村事務費負担金が確定したことにより、137万5,000円の減であります。財源は道支出金の保険基盤安定負担金が310万3,000円の減、一般財源が285万9,000円の減となります。(6)介護保険事業特別会計繰出金537万5,000円の減額補正であります。介護給付費、地域支援事業、事務費は不用額の整理による減、低所得者保険料軽減負担金は、軽減対象者の増により1万5,000円の増額であります。財源は一般財源の減となります。(7)成年後見支援センター運営経費37万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は道支出金の権利擁護人材育成事業費補助金の減となります。(8)福祉介護人材確保事業120万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

1項3目身体障害者福祉費、(1)障害者自立支援給付経費599万5,000円の増額補正であります。次ページにわたりますが、扶助費の育成医療費扶助及び療養介護医療費、障害者相談支援給付費は不用額の整備による減、障害者介護給付費及び児童デイサービス等給付費、障害者施設訓練等給付費、身体障害者(児)補装具費支給は、利用者の増などにより予算額を上回る見込みであることから、不足見込み分を増額するもので、財源は障害者自立支援給付費負担金、障害福祉サービス費等の国庫分316万4,000円の増、道費分158万2,000円の増、障害者自立支援給付費負担金、児童通所給付費等の国庫分53万3,000円の増、道費分26万6,000円の増、一般財源45万円の増となります。(2)地域生活支援事業経費70万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(3)聴覚障がい者支援事業35万5,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は道支出金の地域づくり総合交付金7万7,000円の減、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金27万8,000円の減となります。

1項4目乳幼児福祉費、(1)子ども医療費助成事業700万1,000円の減額補正であります。決算見込みによる減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

1項6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)総合保健福祉センター管理運営経費76万2,000円の増額補正であります。次ページにわたりますが、燃料費は燃油価格の高騰に伴う不足分の増、保険料は不用額の整理による減、施設管理業務委託料は精算による減、負担金は不用額の整理による減で、財源は一般財源の増となります。(2)非常照明改修事業96万8,000円の減額補正

であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債が100万円の減、一般財源3万2,000円の増となります。(3)エレベーター更新事業445万9,000円の減額補正であります。入札差金の整理等による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。(4)交流センター音響設備更新事業16万5,000円の減額補正であります。こちらも入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項8目アイヌ施策推進費、(1)イオル再生事業15万8,000円の減額補正であります。不用額の整理による減で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が12万7,000円の減、一般財源3万1,000円の減となります。(2)アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業7万8,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が6万3,000円の減、一般財源1万5,000円の減となります。(3)アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業62万6,000円の減額補正であります。事業内容の見直しによる減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が50万1,000円の減、一般財源12万5,000円の減となります。(4)民族共生象徴空間活性化事業17万3,000円の減額補正であります。不用額の整理及び入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が13万8,000円の減、一般財源3万5,000円の減となります。

49ページをお開きください。(5)生活館改修事業184万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が147万6,000円の減、一般財源36万9,000円の減となります。(6)ウポポイ町民利用促進事業539万3,000円の減額補正であります。年間パスポート引換え人数が想定を下回ったことから不用額を減額するもので、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が431万4,000円の減、一般財源107万9,000円の減となります。(7)台湾文化交流事業176万3,000円の減額補正であります。入札差金の整理などによる減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金が141万1,000円の減、一般財源35万2,000円の減となります。

2項2目児童措置費、(1)児童手当給付経費221万円の減額補正であります。対象児童数の減による不用額の整理で、財源は児童手当負担金の国庫分436万6,000円の増、道費分410万7,000円の減、一般財源246万9,000円の減となります。(2)物価高騰対策低所得世帯支援事業(こども加算)は76万9,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額及び国庫補助金の不足分を一般財源で措置していた分の財源振替で、財源は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が185万3,000円の増、一般財源262万2,000円の減となります。

2項3目ひとり親家庭等福祉費、(1)ひとり親家庭等医療費給付費42万8,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は道支出金のひとり親家庭等医療給付事業補助金21万4,000円の減、一般財源21万4,000円の減となります。

2項4目児童福祉施設費、(1)特別保育事業経費41万6,000円の増額補正であります。委託料は利用者増加に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は子ども子育て支援交付金の国庫分13万2,000円の増、道費分13万2,000円の増、一般財源15万2,000円の増となります。(2)認定こども園運営等経費4,933万6,000円の増額補正であります。負担金は公定価格の上昇により各園に対する給付費が増加したことによるもので、財源は子どものための教育保育給付費負担金の国庫分2,578万3,000円の増、道費分1,233万1,000円の増、一般財源1,122万2,000円の増となります。(3)

保育所等広域入所経費 9 万 9,000 円の増額補正であります。負担金は公定価格の上昇により給付費が増加したことによるもので、財源は子どものための教育・保育給付費負担金（認定こども園）の国庫分 4 万円の減、道費分 7 万円の増、一般財源 6 万 9,000 円の増となります。（4）保育環境改善事業 102 万 9,000 円の減額補正であります。対象となる施設のうち 1 施設で利用がなかったことから不用額を減額するもので財源は保育対策総合支援事業補助金の国庫分 34 万 3,000 円の減、道費分 34 万 3,000 円の減、繰入金のふるさと GENKI 応援寄附金基金繰入金 34 万 3,000 円の減となります。

4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費、（1）検診管理事業経費 97 万 1,000 円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。（2）国民健康保険事業特別会計繰出金 1,002 万 7,000 円の減額補正であります。保険基盤安定等分は負担金の額確定により 997 万 3,000 円の減、未就学児均等割保険税分も同じく額確定により 5 万 4,000 円減額するものであります。財源は保険基盤安定等負担金の国庫分 142 万円の減、道費分 610 万円の減、一般財源は 250 万 7,000 円の減となります。（3）母子保健事業経費 51 万 6,000 円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。（4）産婦健診・産後ケア事業 2 万 6,000 円の増額補正であります。国庫支出金等返還金は、令和 5 年度の母子保健衛生費補助金について、額の確定により概算で交付済みの補助金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

1 項 3 目予防費、（1）後期高齢者予防接種事業経費 97 万 1,000 円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。（2）緊急風しん抗体検査等事業 6 万 9,000 円の増額補正であります。国庫支出金等返還金は、令和 5 年度の感染症予防事業費補助金について、額の確定により概算で交付済みの補助金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。（3）新型コロナウイルスワクチン接種支援事業 1,198 万 8,000 円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は諸収入の新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金 796 万 8,000 円の減、一般財源 402 万円の減となります。（4）新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 144 万 4,000 円の新規計上であります。国庫支出金等返還金は、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金について、額の確定により概算で交付済みの補助金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。（5）新型コロナウイルスワクチン接種事業 75 万 6,000 円の新規計上であります。国庫支出金等返還金は、令和 5 年度の新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金について、額の確定より概算で交付済みの負担金を返還する必要があることから、返還に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

55 ページをお開きください。2 項 1 目環境衛生諸費、（1）環境行政推進経費 34 万 6,000 円の減額補正であります。委託料は精算による減額で、財源は一般財源の減となります。（2）有害昆虫・鳥獣駆除対策経費 23 万円の減額補正であります。報酬は有害昆虫・鳥獣駆除の出動回数が見込みより少なかったことによる減額で、財源は一般財源の減となります。（3）愛がん動物管理対策経費 18 万 9,000 円の減額補正であります。委託料の精算による減額で、財源は一般財源の減となります。

(4) 畜犬車両更新事業479万円の減額補正であります。購入を想定していた車種が受注停止となり再開の見込みが立たず、年度内の事業完了が困難な見込みとなったことから、今年度の事業実施を見送り全額減額するもので、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

2項2目公害対策費、(1)公害対策経費10万6,000円の減額補正であります。委託料は排水調査検体数の減により減額するもので、財源は一般財源の減となります。

2項3目火葬場費、(1)白老葬苑火葬炉設備改修事業16万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

57ページをお開きください。2項4目墓園費、(1)白老霊園改修事業42万3,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。

3項2目塵芥処理費、(1)ごみ収集経費10万円の減額補正であります。委託料は収集個数の減により減額するもので、財源は一般財源の減となります。(2)一般廃棄物広域処理経費2,263万3,000円の減額補正であります。負担金は、令和5年度分負担金の精算及び維持管理経費の減により減額となるもので、財源は一般財源の減となります。(3)海岸漂着物処分事業70万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は道支出金の海岸漂着物等地域対策推進事業補助金56万5,000円の減、一般財源14万円の減となります。

4項1目病院事業費、(1)国民健康保険病院事業会計繰出金等2億円の増額補正であります。資金不足解消分として追加繰り出しを行うもので、財源は一般財源であります。同額を財政調整基金繰入金として計上いたします。

59ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、(1)奨学金返還支援事業187万8,000円の減額補正であります。補助対象者確定に伴い不用額を減額するもので、財源は一般財源の減となります。

1項2目経済センター施設管理費、(1)しらおい経済センター改修事業17万6,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債が20万円の減、一般財源が2万4,000円の増となります。

6款農林水産業費、1項2目農業総務費、(1)ウトカンベツ川流域農地侵食被害対策事業122万円の新規計上であります。損害賠償金は、ウトカンベツ川の流れの変化により農地浸食の被害を受けた地権者に対し、農地浸食により受けた営業損害に対する賠償を行うための経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

1項4目畜産業費、(1)畜産振興推進事業8万6,000円の増額補正であります。次ページにわたりますが、負担金は事業費の確定に伴う減、補助金は個人農家の肥育頭数の増加に伴う利子補給額の増で、財源は分担金及び負担金の草地畜産基盤整備事業負担金14万6,000円の減、一般財源23万2,000円の増となります。(2)白老牛繁殖牛群改良事業60万円の減額補正であります。ゲノミック評価検査件数の確定により不用額を減額するもので、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。(3)白老町和牛繁殖経営体緊急支援事業100万円の減額補正

であります。補助件数の確定により不用額を減額するもので、財源は繰入金の産業振興基金繰入金の減となります。

2項1目林業振興費、(1)私有林対策事業56万3,000円の減額補正であります。対象面積が当初の予定面積より減少したことによる減額で、財源は道支出金の豊かな森づくり推進事業補助金34万7,000円の減、一般財源21万6,000円の減となります。(2)森林・山村多面的機能発揮対策推進事業15万1,000円の減額補正であります。対象面積が当初の予定面積より減少したことによる減額で、財源は一般財源の減となります。(3)民有林振興対策事業205万9,000円の減額補正であります。事業量が当初の想定より減少したことによる減額で、財源は繰入金の森林環境譲与税基金繰入金の減となります。

2項2目白老ふるさと2000年ポロトの森管理費、(1)ポロトの森環境整備事業91万3,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

63ページをお開きください。3項1目水産振興費、(1)水産経営安定化推進経費7万6,000円の増額補正であります。補助金は貸付実行額の増加に伴う増額で、財源は一般財源であります。(2)水産振興対策事業92万1,000円の減額補正であります。対象事業費の確定に伴う減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

7款商工費、1項1目商工振興費、(1)空き店舗等活用・創業支援事業500万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費3,000万円の増額補正であります。委託料は、今後の降雪に備え、除雪に要する経費を増額するもので、財源は一般財源の増となります。65ページをお開きください。(2)町道ロードヒーティング改修事業577万9,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金の社会資本整備総合交付金が99万2,000円の増、町債が680万円の減、一般財源2万9,000円の増となります。(3)道路排水処理事業268万1,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債が270万円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が1万7,000円の減、一般財源が3万6,000円の増となります。(4)町道改修事業597万6,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債540万円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が57万6,000円の減となります。(5)町道補修事業118万円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。

2項2目道路新設改良費、(1)町道整備事業(補助事業)2,730万8,000円の減額補正であります。竹浦2番通り改良舗装事業については、国庫支出金が要望額に対し減額交付となったことから、事業規模を縮小するための減額、町立病院周辺歩道バリアフリー化整備事業については、不用額の整理により減額するものであります。財源は国庫支出金の社会資本整備総合交付金が1,435万7,000円の減、町債1,280万円の減、一般財源15万1,000円の減となります。

2項3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業164万2,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金の道路メンテナンス事業費補助

金が318万円の増、町債が720万円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が234万円の増、一般財源が3万8,000円の増となります。

2項4目交通安全施設整備費、(1)交通安全施設維持補修経費33万1,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

3項2目河川改良費、(1)河川改修事業(補助事業)173万5,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

3項3目排水対策費、(1)排水施設維持補修経費20万3,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)萩野12間川災害対策事業29万9,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債30万円の減、一般財源1,000円の増となります。

69ページをお開きください。4項1目港湾管理費、(1)港湾施設管理経費79万4,000円の増額補正であります。光熱水費は電気料高騰に伴う不足見込み分を計上するもので、財源は使用料及び手数料の港湾施設用地使用料を充当いたします。(2)白老港港湾施設点検事業70万3,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。(3)白老港漁港区環境整備事業27万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。

4項2目港湾建設費、(1)港湾建設事業3,795万6,000円の減額補正であります。要望額が減額されたことによるもので、財源は町債が3,800万円の減、一般財源4万4,000円の増となります。

5項3目公園費、(1)公園施設維持管理経費52万6,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)都市公園安全・安心対策事業419万9,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。

71ページをお開きください。6項2目住宅管理費、(1)町営住宅改修事業1,692万円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金の防災安全交付金が400万円の減、社会資本整備総合交付金が149万5,000円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が192万5,000円の減、町債が980万円の減、一般財源が30万円の増となります。(2)町営住宅建替事業305万7,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金の社会資本整備総合交付金が246万1,000円の減、町債が760万円の減、一般財源が700万4,000円の増となります。(3)町有住宅改修事業38万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は町債が80万円の減、一般財源が41万5,000円の増となります。

9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部運営経費50万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)常備消防施設維持管理経費49万5,000円の増額補正であります。次ページになりますが、修繕料は消防庁舎の暖房ボイラーについて、循環ポンプの不調により冬季間の施設運営に支障が生じていることから、修繕に要する経費を計上するもので、財源は国庫支出金の消防庁舎暖房ボイラー用循環ポンプ修繕委託金17万9,000円、一般財源31万6,000円を充当いたします。

1項2目非常備消防費、(1)消防団運営経費55万円の減額補正であります。消防団員欠員に伴う不用額の減額で、財源は一般財源の減であります。

1項3目消防施設費、(1)消防庁舎ボイラー更新事業631万4,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は国庫支出金の消防庁舎ボイラー更新工事委託金が228万9,000円の減、繰入金の公共施設等整備基金繰入金が402万5,000円の減となります。(2)消防庁舎裏駐車場外灯改修事業48万4,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減であります。

1項4目災害対策費、(1)地域防災力向上事業38万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

10款教育費、1項4目指導厚生費、(1)教職員研修経費19万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。75ページをお開きください。(2)教職員福利厚生経費25万9,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

1項5目諸費、(1)GIGAスクール対応学習環境整備事業16万2,000円の減額補正であります。委託料は清算に伴う減額で、財源は国庫支出金の公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金が37万8,000円の減、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金が21万6,000円の増となります。(2)地域学力グロースアップ推進事業117万8,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金94万2,000円の減、一般財源23万6,000円の減となります。(3)教育活動支援用バス購入事業144万円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(4)特別支援教育支援員配置事業65万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。(5)白老町スタンダード推進事業15万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。(6)デジタル教育推進事業64万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金の減となります。

77ページをお開きください。2項1目学校管理費、(1)小学校運営経費23万9,000円の減額補正であります。委託料は清算に伴う減額で、財源は一般財源の減となります。(2)小学校施設管理経費52万円の減額補正であります。委託料は清算に伴う減額で、財源は一般財源の減となります。(3)竹浦小学校バスケットゴール購入事業58万円の減額補正であります。竹浦小学校体育館に設置されている電動昇降式のバスケットゴールについて不具合が発生したことから、移動式のバスケットゴールの購入費用を計上しておりましたが、不具合が解消されたため購入を中止し全額減額するもので、財源は一般財源の減となります。

2項2目教育振興費、(1)小学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費24万6,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金の要保護児童就学援助費補助金が7,000円の増、同じく国庫支出金の特別支援教育就学奨励費補助金が15万1,000円の増、一般財源が40万4,000円の減となります。

3項1目学校管理費、(1)中学校運営経費11万8,000円の減額補正であります。委託料は清算に伴う減額で、財源は一般財源の減となります。(2)中学校施設管理経費26万1,000円の減額補正であります。委託料は清算に伴う減額で、財源は一般財源の減となります。

3項2目教育振興費、(1)中学校教育振興一般経費91万5,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。(2)中学校就学援助、特別支援教育就学奨励事業経費10万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金の要保護生徒就学援助費補助金が3万1,000円の増、同じく国庫支出金の特別支援教育就学奨励費補助金が10万7,000円の増、一般財源が23万8,000円の減となります。

4項1目社会教育総務費、(1)みんなの基金事業経費13万4,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は繰入金のみんなの基金繰入金の減となります。(2)地域学校協働本部事業33万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は学校支援地域本部事業補助金の国庫分が6万3,000円の減、道費分が同じく6万3,000円の減、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金20万4,000円の減となります。(3)地域クラブ活動体制整備事業185万7,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金の地域クラブ活動体制整備補助金の減となります。

4項2目公民館費、(1)公民館管理運営経費27万7,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、報酬は不用額の整理による減、光熱水費は不足見込み分の増、委託料は清算に伴う減額で、財源は一般財源の減となります。(2)竹浦コミュニティセンター屋根防水改修事業93万5,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は一般財源の減となります。

4項3目図書館費、(1)図書等購入経費8万円の増額補正であります。新和産業株式会社様から5万円、白老町青色申告会様から3万円の指定寄附があったことから、寄附金を財源として増額するものであります。(2)移動図書館活動経費6万7,000円の増額補正であります。修繕料は、移動図書館車のバッテリーが劣化し、安定的な運行に支障が生じていることから、バッテリー交換に要する経費を計上するもので、財源は一般財源であります。

4項4目文化財保護費、(1)史跡白老仙台藩陣屋跡第2次環境整備事業30万5,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金の埋蔵文化財調査事業補助金1,000円の減、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金30万4,000円の減となります。

4項5目仙台藩白老元陣屋資料館管理費、(1)北海道遺産仙台藩白老元陣屋魅力向上事業20万7,000円の減額補正であります。次ページにわたりますが、不用額の整理による減額で、財源は道支出金の地域づくり総合交付金が10万円の減、繰入金のふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金10万7,000円の減となります。

4項6目高齢者学習センター費、(1)高齢者学習センター管理運営経費12万円の増額補正であります。光熱水費は電気料金の高騰による不足見込み分、通信運搬費は電話料の不足見込み分を計上するもので、財源は一般財源であります。

5項1目保健体育総務費、(1)スポーツ団体支援事業経費20万円の増額補正であります。申請件数の増加により不足見込み額を計上するもので、財源は一般財源であります。(2)スポーツ習

慣化定着事業49万8,000円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は国庫支出金の地方スポーツ振興費補助金が17万8,000円の減、一般財源が32万円の減となります。

5項2目体育施設費、(1)ふれあい広場木柵更新事業26万7,000円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の森林環境譲与税基金繰入金の減となります。85ページをお開きください。(2)総合体育館耐震診断等実施事業740万円の減額補正であります。入札差金の整理による減額で、財源は繰入金の公共施設等整備基金繰入金の減となります。

12款公債費、1項1目元金、(1)長期債元金償還費250万円の減額補正であります。不用額の整理による減額で、財源は港湾施設管理経費に充当した使用料及び手数料の港湾施設用地使用料が79万4,000円の減、一般財源が170万6,000円の減となります。

13款給与費、1項1目給与費、(1)職員等人件費は財源振替であります。当初、光ケーブル支障移転事業に充当していた財産収入の光ネットワーク回線貸付料874万8,000円及び介護予防支援事業所運営経費に充当していた諸収入の介護予防サービス計画作成収入110万円を新たに充当することにより、一般財源が984万8,000円の減となります。

続いて87ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金2億8,340万8,000円の増額補正であります。財政調整基金積立金1,068万6,000円は、利子分として68万6,000円、寄附分として匿名の方よりご寄附を頂きました1,000万円を積み立てるものであります。体育振興基金積立金2万1,000円は、利子分として2万1,000円を積み立てるものであります。教育振興基金積立金8,000円は、利子分として8,000円を積み立てるものであります。海外交流基金積立金8,000円は、同じく利子分として8,000円を積み立てるものであります。社会福祉基金積立金1万7,000円は、利子分として1万7,000円を積み立てるものであります。文化振興基金積立金1万2,000円は、利子分として1万2,000円を積み立てるものであります。緑化基金積立金2,000円は、利子分として2,000円を積み立てるものであります。町債管理基金積立金10万4,000円は、利子分として10万4,000円を積み立てるものであります。みんなの基金積立金4万1,000円は利子分として4万1,000円を積み立てるものであります。役場庁舎建設金積立金22万円は、利子分として22万円を積み立てるものであります。退職手当追加負担金積立基金積立金4万8,000円は、利子分として4万8,000円を積み立てるものであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金1万8,000円は、利子分として1万8,000円を積み立てるものであります。公共施設等整備基金積立金39万6,000円は、利子分として34万6,000円、寄附分として新和産業株式会社様より図書館の環境整備資金としてご寄附を頂きました5万円を積み立てるものであります。ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金2億6,796万7,000円は、利子分として31万9,000円、寄附分として11月から12月までの2か月分の指定寄附金5億3,528万6,000円のおおむね2分の1の2億6,764万8,000円を積み立てるものであります。なお、本年度のふるさと納税指定寄附分の積立額は3億6,780万円となっております。続いて子ども夢基金積立金1万6,000円は、利子分として1万6,000円を積み立てるものであります。森林環境譲与税基金積立金79万8,000円は、利子分として2万円、積増分として森林環境譲与税の増額分77万8,000円を積み立てるものであります。産業振興基金積立金2万8,000円は、利子分として2万8,000円を積み立てるものであります。ま

ち・ひと・しごと創生基金積立金301万8,000円は利子分として1万8,000円、寄附分300万円は、企業版ふるさと納税として株式会社ナチュラルサイエンス様からの寄附金を積み立てるものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

22、23ページにお戻りください。20款繰入金、10目財政調整基金繰入金579万1,000円の減は、国の物価高騰対応重点交付金を活用する事業の財源として財政調整基金から一時的に繰入れした一般財源を、決算見込みに合わせ国の交付金に振り替えたことにより2億579万1,000円の減、病院事業会計への繰出金の財源として財政調整基金から繰入れすることにより2億円の増、差し引き579万1,000円の減となるものであります。

続いて25ページをお開きください。21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金3,009万6,000円の減額補正であります。歳出総額に対する歳入の超過分を減額調整するもので、これにより本補正予算後の繰越金の留保額は6,892万5,000円となります。

議案第1号の説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

---

再開 午前11時10分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第3、議案第2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案の説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議2-1をお開きください。議案第2号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ638万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,020万6,000円とする補正であります。

2、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきます。8ページをお開きください。3款国民健康保険事業費納付金、1項1目医療給付費分、(1)医療給付費分経費につきましては、財源振替の計上で一般会計繰入金が保険基盤安定繰入金額確定により、997万3,000円の減、基金繰入金が6,407万4,000円の減、前年度実績や決算見込みにより特別調整交付金2,791万

1,000円の増、診療不当利得返納金830万円の増、保険税の決算見込みによる1,440万円の減、計5,223万6,000円を一般財源の前年度繰越金に振り替えるものであります。

続いて1項2目後期高齢者支援金等分、(1)後期高齢者支援金等分経費につきましても、財源振替の計上で一般会計繰入金の未就学児均等割軽減分が5万5,000円の減、基金繰入金が24万3,000円の減、保険税420万円の減、特別調整交付金420万円の増、計29万8,000円を前年度繰越金に振り替えるものであります。

1項3目介護給付金分、(1)介護納付金分経費につきましても財源振替の計上で基金繰入金が327万7,000円の減、保険税150万円の減、特別調整交付金150万円の増、計327万7,000円を前年度繰越金に振り替えるものであります。

7款基金積立金、1項1目国民健康保険事業基金積立金は、基金運用利子額の確定に伴い5万2,000円を増額計上するものであります。

10ページ、9款諸支出金、1項2目償還金、保険給付費等交付金償還金は令和5年度の保険給付費等交付金の確定に伴い70万4,000円を増額計上するものであります。

2項1目直営診療施設勘定繰出金、国民健康保険病院事業会計繰出金562万4,000円の計上は町立病院の救急患者受入れ体制支援事業や医師等確保支援事業等に対して特別調整交付金を受けるもので、国民健康保険会計で申請し、町立国民健康保険病院事業会計に繰り出しするものでございます。財源につきましては、道支出金の特別調整交付金です。

次に歳入です。4ページをお開きください。1款国民健康保険税は、社会保険等加入者の増などの理由により国民健康保険加入者が減少したことなどから、決算見込みが現年度分の合計2,010万円の減としております。

2款道支出金、1項1目保険給付費等交付金、特別調整交付金は、病院会計の繰り出し分562万4,000円のほか、前年度実績や決算見込みにより計3,923万5,000円の増となっております。

3款財産収入、1項1目利子及び配当金、国民健康保険事業基金積立金利子は、運用利子額の確定により5万1,000円を増額計上であります。

6ページをお開きください。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金、(基準内)保険基盤安定分は額確定による997万3,000円の減、(基準内)未就学児均等割保険税分も額確定により5万5,000円の減で、計1,002万8,000円の減額補正であります。

2項1目国民健康保険事業基金繰入金は、特別会計運用のため、当初予算に計上しておりました歳入不足分6,759万4,000円を前年度繰越金等に振り替えるものとしたことによる減額補正であります。

5款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金は、令和5年度決算剰余金の5,651万6,000円を増額補正であります。

続いて6款諸収入、2項2目返納金、町立病院からの診療不当利得返納金などによる決算見込みにより830万円の増額補正であります。

以上で説明を終わります。

○議長(小西秀延君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。  
12番、西田祐子議員。

○12番（西田祐子君） 7ページの診療不当利得返納金とは、どういう意味なのでしょう。ちょっと意味が分からないので教えてください。

○議長（小西秀延君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） こちらにつきましては、町立病院が昨年の補正で各保険者に返還する診療費がありまして、国保の被保険者の分の返納が町立病院からありましたので、その額を増額計上したものであります。いわゆる保険で負担している部分の額が返還になりましたので、国民健康保険が保険者でありますから、例えば医療費がかかって自己負担3割ですと残り7割が国民健康保険の負担になります。その分について計算して返還されることになりまして、合計が830万円となり計上したものであります。

○議長（小西秀延君） 本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 返還金の内容ですが、令和5年に北海道厚生局による適時調査で入院管理料が適切に基準を満たしていないという指摘を受けて、当時、急性期一般入院料5が特別入院基本料に下げられたことによりまして、保険者ごとに今年度で整理をしました。その分が国保会計に返還ということになりますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（小西秀延君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第3号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、議案の説明をお願いいたします。

久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 議3-1をお開きください。議案第3号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,053万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,976万円とする補正であります。

2、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)後期高齢者医療運営経費、通信運搬費44万1,000円の減額補正は、郵便料の不用額の減額で、これに伴う財源の一般会計繰入金も減額となります。

2項1目徴収費、(1)賦課徴収事務経費、手数料9,000円の減額は、口座振替手数料の不用額の減額であり、財源の一般会計繰入金も減額であります。

2款分担金及び負担金、1項1目広域連合分賦金、(1)広域連合負担金991万1,000円の減額補正です。内訳としまして保険料負担金は、保険料収入見込額が特別徴収838万2,000円の減、普通

徴収が390万7,000円の増、前年度分の保険料の繰越金7万6,000円の増、計439万9,000円の減であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、令和6年4月1日時点の被保険者数による保険料の軽減対象者が確定したため、413万7,000円の減額となったもので、財源の一般会計繰入金も減額となります。事務費負担金は額確定による137万5,000円の減で、財源の一般会計繰入金も減額となります。

4ページにお戻りください。1、歳入です。1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料は447万5,000円の減額補正ですが、歳出の部分で述べましたので説明は省略させていただきます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は596万2,000円の減額補正です。内訳につきましては、(基準内)事務費繰入金が182万5,000円の減、(基準内)保険基盤安定繰入金が413万7,000円の減額となっております。

3款繰越金、1項1目繰越金は額確定に伴う7万6,000円の増額であります。

以上で説明を終わります。

○議長(小西秀延君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第4号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)、議案の説明をお願いいたします。

森高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(森 誠一君) 議4-1をお開きください。議案第4号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明いたします。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,758万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を24億8,467万8,000円とするものであります。

2、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

10ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書の2、歳出から説明をいたします。1款総務費、3項1目介護認定審査会費、(1)介護認定審査会経費は、委員報酬の執行残の整理により10万円の減額であります。2目認定調査費、(1)介護認定調査経費は、主治医意見書作成手数料の減により、30万円の減額であります。

2款保険給付費、1項1目介護給付費、(1)介護給付経費は、実績見合いにより2,683万円の減額であります。

3項1目特定入所者介護サービス費、(1)特定入所者介護サービス経費は、実績見合いにより556万2,000円の減額であります。

12ページを開きください。4項1目高額医療合算介護サービス費、(1)高額医療合算介護サー

ビス諸費は、実績見合いにより100万円の減額であります。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、(1)第1号訪問型サービス事業経費につきましては、実績見合いにより負担金200万円の減額、(2)第1号通所型サービス事業経費につきましては、100万円の増額であります。2目介護予防ケアマネジメント事業費、(1)介護予防ケアマネジメント事業経費は、実績見合いにより介護予防ケアマネジメント作成業務委託料80万円の減額であります。3目一般介護予防事業費、(1)地域介護予防活動支援事業経費は、実績見合いにより介護予防教室業務委託料40万円と地域サロン運営費補助金9万円、合わせて49万円の減額であります。

2項4目任意事業費、(1)家族介護支援事業経費は、実績見合いにより家族介護慰労金10万円の減額であります。(2)その他の事業経費は、実績見合いにより成年後見申立のための手数料20万円、成年後見人等報酬助成金90万円、合わせて110万円の減額であります。7目認知症総合支援施策事業費、(1)認知症総合支援施策事業経費は、実績見合いにより認知症サポート医謝礼金10万円と認知症カフェ事業委託料20万円、合わせて30万円の減額であります。

続いて1、歳入の説明をさせていただきます。4ページにお戻りください。3款国庫支出金、2項1目調整交付金は、442万2,000円の減額、2目地域資源事業交付金(総合事業)は181万6,000円の減額、3目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)は178万3,000円の減額で、全て交付内示額による整理であります。4目保険者機能強化推進交付金は追加交付により153万6,000円の増額。5目介護保険保険者努力支援交付金につきましても、追加交付により316万4,000円の増額であります。

4款道支出金、1項1目介護給付費負担金は386万4,000円の減額。3項1目地域支援事業交付金(総合事業)は113万5,000円の減額。2目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)は89万1,000円の減額であり、全て交付内示額による整理であります。

6ページをお開きください。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましても交付内示により1,844万4,000円の減額であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、4目の低所得者保険料軽減繰入金を除き、全て歳出額の実績見合いによる減額であります。1目介護給付費繰入金は439万5,000円、2目地域支援事業繰入金(総合事業)は28万6,000円、3目地域支援事業繰入金(総合事業以外の地域支援事業)は28万9,000円、5目その他一般会計繰入金は42万円の減額となっております。4目低所得者保険料軽減繰入金は、対象者の増加により1万5,000円の増額であります。

2項1目介護保険基金繰入金につきましては、634万5,000円の減額で、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴うものであります。

8ページをお開きください。9款諸収入、3項2目返納金177万3,000円の増額は、過誤に伴う高額介護サービス費の返納金であります。

4項1目釣銭資金貸付金元金収入は、介護保険料の窓口納付用に準備しております釣銭の返納分2万円の計上であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第5号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）、議案の説明をお願いいたします。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 議5-1をお開きください。議案第5号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。収益的収支の予定額であります。収入の第1款病院事業収益につきましては、既決予定額12億150万6,000円に2億562万4,000円を増額し、14億713万円となる補正であります。次に支出の第1款病院事業費用につきましては、既決予定額12億20万1,000円に1,500万円を増額し、12億1,520万1,000円となる補正であります。

次に議5-2の令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりですので説明は省略させていただきます。

次に議5-3、令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算説明書ですが、補正内容について説明いたします。下段の表の収益的支出をご覧ください。第1款病院事業費用、1項2目材料費1,500万円の増につきましては、薬品費など各材料費が年度当初見込みから不足が生じるため、増額するものであります。なお、この不足する各材料費は、本来であれば早期に予算措置を講じるべきではありましたが、全体の予算執行状況を見定めるため、この度の補正となりましたので、ご理解いただきたいと思います。また材料費の増額により、当初予算第10条で定めた棚卸資産購入限度額4,596万8,000円についても1,500万円増額し、6,096万8,000円に改めるものであります。

次に上段の収益的収入をご覧ください。1款病院事業収益、2項2目他会計補助金2億562万4,000円を増額につきましては、1点目として一般会計より追加繰り出しとして補助金2億円を増額計上するものであります。既に定例会12月会議におきまして資金不足のため追加繰り出しとして1億4,000万円、1月会議では人事院勧告による増額分1,696万円の追加補正を可決いただいたところですが、1月以降の入院患者数確保について、若干の医療収益の向上が見込めるものの資金不足が発生するため2億円の追加繰り出しをお願いするものであります。2点目は、国民健康保険事業特別会計から他会計補助金として562万4,000円を増額計上するものであります。令和6年度国民健康保険直営診療施設調整交付金として救急患者の受入れ体制支援事業462万4,000円、医師及び看護師等の確保支援事業100万円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。日程第7から第23までの条例の制定及び一部改正についての議案説明であります。条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

日程第7、議案第15号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議15-1をお開きください。議案第15号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに議15-5をお開きください。議案説明であります。令和5年8月7日に人事院が行いました「公務員人事管理に関する報告」における「柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等」及び令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」の一部の項目に対応するため、人事院規則及び通知の改正が行われ、令和7年4月1日から施行となることから、本町においても同様に、勤務時間の割り振りの変更、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議15-6、新旧対照表でご説明したいと思います。初めに第3条第3項であります。これまで任命権者におきまして勤務時間の割り振りをする対象の職員としましては、試験研究に関する業務に従事する職員に限定されておりましたが、この度の改正によりまして職員全体へ拡大されたということが、まず一番大きな改正点ということになります。

続きまして第8条の2の育児又は介護を行う職員の早出遅出申出勤務のところ、対象となる子の年齢が小学校3年生終了まで拡大となったこと等を踏まえて、今回拡大されたことによる変更として、大きなものであると示されております。

議15-3、4に戻っていただきまして、附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第15号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第16号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議16-1をお開きください。議案第16号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議16-2をお開きください。議案説明であります。令和6年5月31日に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月1日から施行となることから、部分休業に係る規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議16-1にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上、説明を終了いたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第16号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第16号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議17-1をお開きください。議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議17-3をお開きください。議案説明であります。地方自治法の改正に伴う条ずれへの対応及びその他規定内容の所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。今回の改正内容としましては、特別職の非常勤のものにスポーツ推進委員を加えることにより条ずれが起こるということで改正するものであります。

附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終了いたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第17号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第17号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議18-1をお開きください。議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議18-2をお開きください。議案説明であります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第20条の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削られ、同条第3項が同条第2項に繰り上がることから、条ずれに対応するため本条例の一部を改正するものであります。

議18-1にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で説明を終了いたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第18号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第18号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議19-1をお開きください。議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議19-25をお開きください。議案説明であります。令和6年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与の改定を行うことが必要であるとして、扶養手当の改定等の勧告を行った。国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたことから、本町においてもこれに準じて令和7年4月からの官民の年間給与を均衡させる観点から、関係条例の一部を改正するものであります。

議19-34の次のページをお開きください。議案第19号から議案第22号まで関連がございますので、説明資料に基づいてご説明させていただきます。この度、令和6年の給与勧告が行われたことによりまして、令和7年4月から影響があるものについてのポイントは、1点目、職務や職責に応じた給与上昇・民間人材等の処遇を確保する観点から、給料表の各級の初号の俸給月額を引き上げること。2点目、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大すること。3点目、各種手当の調整が行われることとなっております。

1、給料表につきましては、行政職給料表、医療職給料表2及び3における各職務の級に応じた、職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、3級以上の職務の級において、各級の初号の俸給月額を引き上げること。それから若手、中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリットの拡大を図るとともに、民間人材等を採用する際の給与額を引き上げるため給料表の改正を実施するものであります。

大きく言いますと3級の給料表が4号俸短縮になり、4級・5級の給料表につきましては8号

俸短縮、6級の給料表につきましては12号俸短縮ということで、各4号俸で大体1年ということでもありますので、昇給が早まる形で給料表が改正されるものであります。

2、扶養手当につきましては、配偶者の手当を廃止しまして、子に係る手当の増額を実施するものであります。これまで配偶者6,500円だったものが支給なし、子が1万円だったものが1万3,000円になりますが、令和7年度につきましては経過措置を設けることとされていることから、配偶者につきましては3,000円、子につきましては11,500円とすることとしております。

3、通勤手当につきましては、公共交通機関を利用した際の通勤手当の上限額がこれまで5万5,000円でありましたが、15万円まで引き上げることとなりました。この通勤手当につきましては、新幹線で通勤する場合を想定していると示されていることから、今回、通勤手当につきましては、5万5,000円から改正するものを合わせるものであります。

4、管理職員特別勤務手当につきましては、これまで管理職員の特別勤務手当の支給時間帯は午前0時から午前5時までとなっておりますが、管理職員が対応している勤務の状況に鑑みて、午後10時から午前5時まで拡大する改正が行われるものであります。

説明資料の2ページをお開きください。5、期末手当・勤勉手当につきましては、前回の1月会議で改正させていただきました期末手当・勤勉手当の0.1月分の引上げ分をそれぞれ均等に配分する改正を行います。一番大きく改正されるものとしましては、特定任期付職員がこれまで業績手当とされていたものが勤勉手当に変更となり支給されるというところであります。

6、特別職の期末手当につきましては、町長、副町長、教育長の期末手当についても均等となるように配分すること。議会議員の皆様も同様に均等となるように配分する改正としております。

7、寒冷地手当であります。寒冷地手当の支給地域が見直しとなり、本町はこれまでの2級地から3級地へ変更となったことから、寒冷地手当の月額を改正することが必要となります。扶養親族を有する世帯主が2万6,000円から2万5,100円、扶養親族を有しない世帯主が1万4,500円から1万4,300円、その他の職員が9,800円から9,600円に変更となるものであります。

8、暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務職員の手当の拡大であります。これまで不支給であった地域手当、住居手当並びに寒冷地手当を支給する改正を行うものであります。

最後に9、実施時期であります。令和7年4月1日適用としております。

議19-14にお戻りください。附則であります。施行期日、1、この条例は、令和7年4月1日から施行する。第2項の号俸の切替え以降は条文の朗読を省略いたします。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第19号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第19号の議案説明を終わります。

日程第12、議案第20号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正

する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議20-1をお開きください。議案第20号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議20-2をお開きください。議案説明であります。令和6年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、特別給（期末手当）の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行い、本町においても1月会議にて所要の改正を実施したところであるが、令和7年度の6月期・12月期の支給月数について均等にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議20-1にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第20号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第20号の議案説明を終わります。

日程第13、議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議21-1をお開きください。議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議21-2をお開きください。議案説明であります。令和6年8月8日人事院は、官民給与の格差を是正するため国家公務員に係る給与等の改定を行うことが必要であるとして、特別給（期末手当）の支給月数0.1月分の引上げ等の勧告を行い、本町においても1月会議にて所要の改正を実施したところであるが、令和7年度の6月期・12月期の支給月数について均等にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議21-1にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第21号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第21号の議案説明を終わります。

日程第14、議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議22-1をお開きください。議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議22-2をお開きください。議案説明であります。本町の寒冷地手当の支給地域に係る等級が変更となることから、これに準じて寒冷地手当の支給月額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

議22-1にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第22号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第22号の議案説明を終わります。

日程第15、議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

太田政策推進課長。

○政策推進課長（太田 誠君） 議23-1をお開きください。議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議23-2をお開きください。議案説明です。白老生活館の改築に伴い、冷房機器を設置したことから、冷房料を新たに設定するため、本条例の一部を改正するものであります。新旧対照表であります。第10条の見出し及び同条の暖房料の次に冷房料を加えるものであります。

議23-1に戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第23号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の議案説明を終わります。

日程第16、議案第24号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） 議24-1をお開きください。議案第24号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに議24-3の議案説明であります。令和6年3月13日及び令和6年11月29日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育事業所等における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従

事者の配置基準が見直されたこと、保育事業所等における栄養士の配置について、栄養士法の改正が行われたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議24-4から議24-6の新旧対照表であります。第16条においては、基準の変更による文言の追加となっております。第29条から第47条においては、小規模保育事業A型・B型及び事業所内保育事業における満3歳以上の児童に係る職員配置基準を見直すものであります。

議24-2にお戻りください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第24号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第24号の議案説明を終わります。

日程第17、議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議25-1をお開き願います。議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定についてご説明いたします。

議25-12をお開きください。議案説明であります。建築基準法の規定に基づく確認申請等の審査事務については、同法の規定により限定特定行政庁として一部の事務を本町において行っているところであり、同法の改正に伴い審査内容が変更となったため、本条例の全部を改正するものであります。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠しております。

議25-2に戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第25号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の議案説明を終わります。

日程第18、議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） 議26-1をお開き願います。議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議26-14をお開き願います。議案説明であります。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能適合性判定の適用範囲が拡大となり、その

一部を所管行政庁である白老町が行うこととされたことから、当該判定に係る手数料を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。なお、手数料については、北海道建設部手数料条例に準拠し定めているところであります。

議26-13に戻っていただきまして、附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第26号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

---

再開 午後 1時00分

○議長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第19、議案第27号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 議27-1をお開きください。議案第27号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議27-3をお開きください。議案説明であります。地方自治法の一部を改正する法律が公布され、職員の賠償責任に係る地方自治法を引用している規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議27-4の新旧対照表につきましては、記載とおりでありますので説明を省略させていただきます。

議27-2に戻っていただき、附則であります。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第27号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の議案説明を終わります。

日程第20、議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 議28-1をお開きください。議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議28-4をお開きください。議案説明であります。水道事業は給水人口の減少及び昨今の物価や燃料費などの高騰、工事関係等の人件費の上昇といった社会情勢の変化に伴い、経営は年々厳しさを増している。将来にわたって安全安心な水を供給すること、また、老朽化した施設の更新や耐震化を推進するには財源の確保が必要となることから、水道料金引上げの改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議28-5の新旧対照表につきましては、記載のとおりですので説明を省略させていただきますが、最後のページに別紙として現行料金との比較を掲載しております。13口径の料金でご説明いたします。基本料金のみ5立方メートル及び8立方メートルの使用水量の方につきましては、月額396円の値上げ。それから標準世帯の20立方メートルの使用水量の方につきましては、月額924円の値上げとなるものであります。その他の使用水量の方については記載のとおりであります。

戻っていただき、議28-2をお開きください。附則であります。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白老町水道事業給水条例別表第2の規定は、令和7年9月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年8月以前の月分として徴収する料金については、附則第11項の例による。

この内容ですが、令和7年4月から8月においては、現行料金のまま徴収させていただきます。それから9月以降については、今回の改正の料金を徴収させていただくという内容であります。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第28号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第28号の議案説明を終わります。

日程第21、議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 議29-1をお開きください。議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議29-5をお開きください。議案説明であります。生活衛生等関係行政の機能強化のための関

係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

議29-6以降の新旧対照表につきましては、記載のとおりですので詳細な説明は省略させていただきますが、今回の改正につきましては、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の確保が非常に難しくなっているという状況から、資格要件を緩和する改正内容となっております。

議29-4をお開きください。附則であります。この条例は、令和7年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第29号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第29号の議案説明を終わります。

日程第22、議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

本間病院事務長。

○病院事務長（本間 力君） 議30-1をお開き願います。議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次に議30-2をお開き願います。附則であります。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の白老町立国民健康保険病院及び白老町立介護医療院の使用料及び手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

次に議30-4をお開き願います。議案説明であります。令和3年に策定した白老町立国民健康保険病院改築基本計画に基づき、病院事業の附帯事業として介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院を新病院内に設置するにあたり、介護医療院の利用者負担額を算定するための基準の規定追加及び新病院の病棟における入院時の個室等の料金を新たに定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に議30-5をお開き願います。新旧対照表で改正する概要をご説明いたします。条例名ですが、介護医療院を新病院に設置するため、白老町立介護医療院の名称を加えております。

次に第2条の使用料の額につきましては、新たに介護医療院の利用者からいただくための介護保険法に定める指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準のほか、今後、介護医療院で検討される指定居宅サービス、指定介護予防サービスに関する基準を含め、算定する額を第3号に定めることといたします。また、第2条第2項は、交通事故に係る医療費の取扱いについて、所要の整理をこの度併せて改正するものであります。

議30-6をお開き願います。第2条第5項は、新病院の病棟に設置する個室の使用について、1日当たりの限度額を現行の300円から1万円に改正するものであります。次に第3条の介護使用料等については、介護保険法に定める基準による算定等のほか、食事及び居住等の日常生活に要する費用の取扱いについて定めるものであります。次に第3条を改め第4条の文書交付手数料の額は、他の自治体等の取扱いを参考に現行5,000円から1万円に改正するものであります。最後に第7条は使用料の減免の取扱いを定めております。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第30号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の議案説明を終わります。

日程第23、議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、議案の説明をお願いいたします。

富川学校教育課長。

○学校教育課長（富川英孝君） 議31-1をお開きください。議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

附則であります。この条例は、公布の日から施行する。

議31-2をお開きください。議案説明であります。昨今の金融機関の手数料有料化及び増嵩とともに学校現場における働き方改革の推進の観点から、これまで学校長を通じて保護者へ交付していた当該補助金の支払い手続きについて、教育委員会からの直接交付に変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に新旧対照表です。改正前の第3条中、「学校長を通じて」を削除するものであります。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第31号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第31号の議案説明を終わります。

日程第24、報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）、議案の説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告についてであります。専決処分の事由につきましては、記載のとおり議会の議決を経た工事請負契約について、100分の10を超えない範囲で変更をするものであります。

報1-2をお開きください。専決処分書です。専決日は令和7年2月17日です。対象となる工

事につきましては、令和5年度施行 バンノ沢川砂防工（第1支浜）で、概要につきましては、構造物撤去工等の数量変更に伴い、12万1,000円を増額変更するものであります。

なお、当該工事契約につきましては、令和6年2月20日に議案第1号として議決をいただいた工事請負契約であり、契約の相手方は、道南総合・田中特定建設工事共同企業体であります。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第25、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）、議案の説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 報2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告についてであります。専決処分の事由につきましては、議会の議決を経た工事請負契約について、100分の10を超えない範囲で変更をするものであります。

報2-2をお開きください。専決処分書です。専決日は令和7年2月17日です。対象となる工事につきましては、令和6年度施行 街路灯改修工事で、概要につきましては、現場条件の変更や処分費等の確定に伴い、129万8,000円を増額変更するものであります。

なお、当該工事請負契約につきましては、令和6年6月21日に議案第8号として議決をいただいた工事請負契約であり、契約の相手方につきましては、白電社・新興特定建設工事共同企業体であります。

説明は以上であります。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

日程第26、議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算、議案の説明をお願いいたします。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは別冊の令和7年度白老町一般会計予算書をお手元にご用意ください。議案第6号の説明に入る前に一般会計当初予算の議案説明方法の変更についてお話をさせていただきます。従来でありますと一般会計当初予算の説明につきましては、歳入歳出事項別明細書の各経費、事業の増減等を口頭にてご説明しておりましたが、今回から口頭での説明を取りやめ、別途お配りしている歳入歳出事項別明細書説明資料をもってご確認をいただくものとし、説明に代えさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、歳入歳出の款・項の区分ごとの説明は「第1表 歳入歳出予算」を用いてご説明をさせていただきます。

それでは議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。令和7年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、前年比5億5,000万円増の121億3,000万円と定めております。第2条、債務負担行為以下につきましては、朗読を省略させていただきます。

次に2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算」の1、歳入から説明をさせていただきます。2、3ページをご覧ください。1款町税23億6,466万7,000円、前年比5,307万9,000円の増であります。続いて項ごとにご説明をいたします。1項町民税6億9,572万8,000円、前年比6,451万7,000円の増であります。2項固定資産税14億4,817万3,000円、前年比953万3,000円の減であります。3項軽自動車税3,994万8,000円、前年比57万6,000円の増であります。4項町たばこ税1億5,612万7,000円、前年比764万6,000円の減であります。5項特別土地保有税1,000円は科目存置でございます。6項入湯税2,469万円、前年比516万5,000円の増であります。

続いて2款地方譲与税1億5,140万円、前年比720万円の減であります。

続いて項ごとにご説明をいたします。1項地方揮発油譲与税2,900万円、前年比270万円の減であります。2項自動車重量譲与税9,600万円、前年比710万円の減であります。3項森林環境譲与税2,640万円、前年比260万円の増であります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金150万円、前年比110万円の増であります。

4款配当割交付金、1項配当割交付金570万円、前年比210万円の増であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金1,330万円、前年比1,030万円の増であります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金3,970万円、前年比970万円の増であります。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金4億5,000万円、前年比3,000万円の増であります。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金380万円、前年比30万円の減であります。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金1,700万円、前年比500万円の増であります。

10款国有提供施設等所在町助成交付金、1項国有提供施設等所在町助成交付金1,870万円、前年比230万円の減であります。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金980万円、前年比4,808万円の減であります。

12款地方交付税、1項地方交付税41億9,000万円、前年比2億6,000万円の増であります。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金250万円、前年比60万円の増であります。

3ページになります。14款分担金及び負担金、1項負担金1,457万円、前年比619万9,000円の増であります。

15款使用料及び手数料2億1,812万9,000円、前年比873万円の減であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項使用料1億5,524万6,000円、前年比811万8,000円の減であります。2項手

数料6,288万3,000円、前年比61万2,000円の減であります。

16款国庫支出金15億9,300万6,000円、前年比9,335万5,000円の増であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項国庫負担金7億1,757万円、前年比4,416万9,000円の増であります。2項国庫補助金8億6,045万8,000円、前年比4,772万3,000円の増であります。3項委託金1,497万8,000円、前年比146万3,000円の増であります。

17款道支出金6億2,101万2,000円、前年比4,987万2,000円の増であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項道負担金4億4,488万4,000円、前年比867万1,000円の減であります。2項道補助金1億2,076万4,000円、前年比3,216万3,000円の増であります。3項委託金5,536万4,000円、前年比2,638万円の増であります。

18款財産収入8,046万8,000円、前年比1,072万8,000円の増であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項財産運用収入7,238万円、前年比368万5,000円の増であります。2項財産売却収入808万8,000円、前年比704万3,000円の増であります。

19款寄付金、1項寄付金4億8,961万7,000円、前年比2,117万5,000円の増であります。

20款繰入金、1項繰入金5億6,067万7,000円、前年比6,181万1,000円の減であります。

21款繰越金、1項繰越金2,500万円は前年同額を計上しております。

22款諸収入2億6,785万4,000円、前年比441万3,000円の増であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項延滞金加算金及び過料80万円、前年同額の計上であります。2項町預金利子40万円、前年比39万9,000円の増であります。3項貸付金元利収入1億5,138万7,000円、前年比268万円の減であります。4項受託事業収入2,370万1,000円、前年比370万4,000円の増であります。5項雑入9,156万6,000円、前年比299万円の増であります。

23款町債、1項町債9億9,160万円、前年比1億2,080万円の増であります。

続いて2、歳出のご説明をいたします。4、5ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費7,168万9,000円、前年比75万円の減であります。

2款総務費10億7,346万4,000円、前年比1億632万8,000円の増であります。続いて項ごとにご説明をいたします。1項総務管理費10億1,609万7,000円、前年比7,087万5,000円の増であります。

2項徴税费2,091万4,000円、前年比318万3,000円の増であります。3項戸籍住民基本台帳費630万8,000円、前年比564万円の増であります。4項選挙費1,581万6,000円、前年比1,499万3,000円の増であります。5項統計調査費1,234万円、前年比1,160万4,000円の増であります。6項監査委員費198万9,000円、前年比3万3,000円の増であります。

3款民生費27億426万5,000円、前年比1億4,931万6,000円の増であります。続いて項ごとにご説明をいたします。1項社会福祉費20億9,797万7,000円、前年比1億2,463万2,000円の増であります。2項児童福祉費6億628万8,000円、前年比2,468万4,000円の増であります。

4款環境衛生費15億554万9,000円、前年比1億1,249万3,000円の増であります。続いて項ごとにご説明をいたします。1項保健衛生費2億9,758万円、前年比2,041万2,000円の増であります。2項環境衛生費6,750万8,000円、前年比792万6,000円の増であります。3項清掃費4億9,481万円、前年比3,195万2,000円の増であります。4項病院費5億6,565万1,000円、前年比3,710万3,000円

の増であります。5項上水道費8,000万円、前年比1,510万円の増であります。

5款労働費、1項労働諸費960万8,000円、前年比824万8,000円の減であります。

6款農林水産業費1億2,289万5,000円、前年比3,772万9,000円の増であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項農業費2,784万1,000円、前年比381万6,000円の増であります。2項林業費6,847万円、前年比3,443万円の増であります。3項水産業費2,658万4,000円、前年比51万7,000円の減であります。

7款商工費3億739万6,000円、前年比1,798万8,000円の減であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項商工費1億8,735万円、前年比268万1,000円の増であります。2項観光費1億2,004万6,000円、前年比2,066万9,000円の減であります。

8款土木費19億5,173万1,000円、前年比1億6,125万1,000円の減であります。続いて項ごとにご説明いたします。1項土木管理費1,900万6,000円、前年比1,675万円の増であります。2項道路橋梁費9億8,874万3,000円、前年比9,934万2,000円の増であります。3項河川費6,830万円、前年比1億9,013万4,000円の減であります。4項港湾費8,985万2,000円、前年比136万4,000円の減であります。5項都市計画費6億4,005万3,000円、前年比385万2,000円の減であります。6項住宅費1億4,577万7,000円、前年比8,199万3,000円の減であります。

9款消防費、1項消防費3億8,020万円、前年比1億7,430万6,000円の増であります。

10款教育費6億9,283万4,000円、前年比1,595万9,000円の減であります。続いて項ごとにご説明をいたします。1項教育総務費7,248万円、前年比647万1,000千円の増であります。2項小学校費1億1,553万7,000円、前年比938万7,000円の減であります。3項中学校費9,232万8,000円、前年比721万5,000円の増であります。4項社会教育費1億1,391万3,000円、前年比1,462万8,000円の減であります。5項保健体育費1億4,148万3,000円、前年比488万8,000円の減であります。6項給食施設費1億5,709万3,000円、前年比74万2,000円の減であります。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費6万円、前年同額の計上であります。

12款公債費、1項公債費12億1,547万9,000円、前年比6,544万1,000円の増であります。

13款給与費、1項給与費19億8,881万5,000円、前年比1億2,646万8,000円の増であります。

14款諸支出金、1項諸支出金9,690万3,000円、前年比1,481万9,000円の減であります。

15款予備費、1項予備費911万2,000円、前年比306万6,000円の減であります。

以上で「第1表 歳入歳出予算」についての説明を終わらせていただきます。

次に6ページをお開きください。「第2表 債務負担行為」であります。事項、債務負担期間、各事業に対する限度額は記載のとおりとなっております。

情報システム保守点検に係る業務委託は、基幹系パソコンのデバイス制御システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務委託の経費に対するものであります。

北海道市町村備荒資金組合からの情報システム等購入年賦金は、役場パソコン等の更新に係る購入年賦金に対するものであります。

予防接種事業に関わる損害賠償補填につきましては、苫小牧医師会と締結する予防接種業務について、例年と同様に担当医師等が負担すべき損害賠償額及びこれに係る費用の実費額の補填に

対するものであります。

浄化槽水洗便所改造資金貸付金利子補給金及び肉用牛肥育推進振興資金利子補給事業、漁業近代化資金利子補給、小規模事業者経営改善資金融資利子補給は、利子補給金に対するものであります。

河川改修事業（補助事業）白老弾薬支処土砂流出対策事業は、令和7年度から8年度までの2か年事業として実施するための経費に対するものであります。

次に7ページ、「第3表 地方債」については記載のとおりであります。歳出の事項別明細書の説明の中で財源としてご説明をさせていただいております。

次に10ページ、歳入歳出予算事項別明細書であります。10ページの1、総括の（歳入）と11ページの（歳出）については記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

13ページ以降につきましては、別途お配りの事項別明細書説明資料にてご確認をいただくこととし、説明の朗読は省略をさせていただきます。なお、事項別明細書説明資料の内容につきましては、6年度と比較して増減額が多いものを中心に要点のみの説明をさせていただいておりますので、ご承知おき願います。

次に383ページ以降の給与費明細書、393ページ以降の地方債現在高見込額調書、395ページ以降の債務負担行為に関する調書につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和7年度一般会計歳入歳出予算について説明を終わらせていただきます。

次にお配りしております令和7年度白老町予算の概要について説明をさせていただきますので、お手元にご用意をお願いいたします。

まず2ページの令和7年度白老町各会計予算総括表であります。全会計の予算額を前年対比で記載しております。最初に一般会計の経常経費は90億6,228万5,000円、前年比3億2,403万8,000円、3.7%の増。事業費は30億6,771万5,000円、前年比2億2,596万2,000円、8.0%の増。一般会計総額では121億3,000万円、前年比5億5,000万円、4.7%の増で、過去10か年の中で最大の規模の予算額であります。

次に特別会計5会計と企業会計3会計、その下に総合計を記載しています。全会計で217億999万6,000円、前年比12億5,450万6,000円、6.1%の増であります。この総額につきましては、過去10か年の中で2番目の規模の予算額となっております。

一番下の欄は一般会計から各会計への繰出金で、総額20億4,544万円、前年比1億4,225万6,000円、7.5%の増であります。

次に4ページから6ページのⅢ 令和7年度一般会計予算の概要、目的別・性質別の歳入歳出集計表、目的別・性質別構成比調書につきましては、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

次に7ページ、Ⅳ 令和7年度一般会計予算の概要（個別の状況）、1. 歳入歳出の状況、8ページの2. 歳入の状況では、項目別に特記事項を記載してございます。

続いて9ページの【一般会計歳入（一般財源）】の表であります。一般財源につきましては前

年比2億7,765万3,000円の増となっており、町税、地方消費税交付金、地方交付税が大幅な増、地方特例交付金及び繰入金が大幅な減となっております。

次に10ページから11ページにかけてですが、ふるさとGENKI応援寄附金基金、まち・ひと・しごと創生基金、公共施設等整備基金の充当事業の一覧となっております。

次に同じく11ページの3.歳出の状況でございます。表につきましては、一般会計歳出の総括表であります。経常費、事業費、それぞれに対する一般財源の充当状況を示した表となっております。事業費の一般財源は6億4,209万4,000円、前年比7,913万6,000円の増であります。一般財源のうちふるさと納税推進PR事業に充当するふるさと納税一般寄附分3億5,041万円を差し引くと実質の一般財源は2億9,168万4,000円となっております。

次に12ページ、13ページですが、V 主な増減要因等で、経常費、事業費、それぞれの増加分、減少分の上位10事業を記載してございます。

続いて14ページから27ページにつきましては、VI 各事業等の状況で、1、経常費の概要として経常費の全事務・事業ごとに事業の概要、主な特記事項等を記載してございます。

続いて28ページから40ページは、2、事業費の概要として事業費の事業名、事業の概要、特記事項等を記載してございます。

続いて41ページ、VII 主な補助事業等は経常経費分の上位30事業を記載してございます。

続いて42ページはVIII 基金残高見込みでございます。

最後に43ページ、IX 過去10年間の予算額の推移を記載してございます。

以上で予算の概要について説明を終わらせていただきます。

次にお配りしております黄色い表紙の令和7年度臨時事業費補足説明資料につきまして、各担当課長から順次ご説明を申し上げます。

○議長（小西秀延君） 太田政策推進課長。

○政策推進課長（太田 誠君） それでは資料に基づきまして説明させていただきます。ナンバー1、役場庁舎建設等推進事業であります。事業の目的ですが庁舎建設基本計画の策定及び執務環境等の改善に向けた検討を行い、庁舎建設基本計画への反映、庁舎建設に向けた工程の明確化を図るものでございます。

事業概要ですが庁舎改築に向けた有識者による懇話会の開催、先進事例の研究視察、役場庁舎機能や行政窓口、執務環境の課題整理や改善策の検討、方向性を決定する内容となっております。

事業費の内訳としましては、懇話会の開催及び先進地視察等に関わり報償費12万8,000円、旅費12万4,000円、役場庁舎建設等支援業務委託料として199万1,000円を計上しています。事業費総額は224万3,000円、財源は役場庁舎建設基金繰入金になります。

事業効果であります。庁舎改築における必要な行政機能や設備の検討を行うことで、庁舎建設等を着実に進めることができるものと考えております。

続きましてナンバー2、デジタル化推進事業、AI-OCR・RPA導入事業でございます。事業の目的ですが、定型業務の自動化による業務効率化・省力化及び残業時間、人件費の削減を図るものであります。

事業概要ですが紙に記載された手書きの文字や印字された文字を高精度で認識し、データ化するA I－O C Rとコンピュータ上で行われる業務プロセスや作業を人の代わりに自動化するR P Aを導入し、内部事務の自動化を図ります。

対象業務としては、処理件数の多い、1つ目として町税等口座振替依頼書、2つ目として水道の異動等受付連絡票、3つ目として町民意識調査、4つ目として国民健康保険高額療養費・療養費申請書の4業務とします。

事業費の内訳としては、R P A業務に係る担当者向け研修・シナリオ作成支援委託料として72万8,000円、A I－O C Rの専用スキャナー、P Cなどの備品購入費199万6,000円を計上しています。事業費総額は272万4,000円、財源は一般財源であります。

事業効果であります。打ち間違いなどによる人的なミスを大幅に減少させることができ、生産性の向上、業務品質の向上、業務プロセスの可視化、人件費の削減、人手不足の解消、働き方改革の推進が図られるものと捉えております。

続きましてナンバー3でございます。デジタル化推進事業、会議録作成支援システム導入事業でございます。事業の目的ですが、A Iを活用した音声データ自動文字化システムの導入により、手作業による文字起こしが不要になることにより、業務負担の軽減や会議録作成、情報発信の迅速化を図るものでございます。

事業概要ですが議会事務局において導入する会議録作成支援システムの追加ライセンスとして、相談業務や議事録作成が多い、いきいき4・6、税務課に導入することとし、政策推進課にも貸出し用として導入し、庁内で広く利活用し事務の効率化を図ります。

事業費の内訳としましては、追加ライセンスの使用料39万6,000円を計上しております。財源は一般財源であります。

事業効果であります。ナンバー2で説明した効果と同様であり、省略させていただきます。

○議長（小西秀延君） 増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 続いてナンバー4、電子契約サービス導入事業でございます。事業の目的でございますが、従来の紙ベースでの契約から電子契約に変更することにより、契約事務の迅速化や事務負担の軽減を図るものでございます。

事業概要につきましては、令和7年度につきましては、電子契約サービス導入支援業務委託ということで考えてございまして、令和8年度からの電子契約導入に向け、マニュアルの作成、改正が必要な例規の洗い出し、導入開始に向けたデータ提供、役場内、事業者向けの説明会の資料の作成を業務委託として実施する予定でございます。

なお、事業者につきましては、プロポーザルでの選定を予定してございます。

続いてターゲット層につきましては、一斉に電子契約に全て切り替えるのではなく、まずは希望する事業者からスタートしていきまして、将来的には100%を目指すことにしております。それから電子契約の仕組み、環境整備につきましては、記載のとおり当事者型と立会人型の2種類がございまして、立会人型のほうがI Cカード等の準備がいらず始めやすいという特徴がございまして、7年度中の業務委託の中で、どちらのタイプが白老町あるいは事業者にとってよりよいのか

ということを業務委託の中で検討し、選定をしていく予定でございます。

事業費につきましては、先ほど申し上げたとおり委託の発注を予定してございまして、事業費全体では132万円、財源としては一般財源での実施を予定しております。

最後に事業効果でございますが、町にとっては、契約書作成にかかる人件費、送料の削減、事業者にとっては、契約書に貼付する印紙が不要となるなど金銭的なメリットのほか、契約締結の迅速化、あるいはクラウド管理のため、文書量の削減や災害発生時の滅失防止といった効果を期待するものでございます。

○議長（小西秀延君） 太田政策推進課長。

○政策推進課長（太田 誠君） ナンバー5、定住促進若年層住宅取得支援事業でございます。事業目的ですが、若年世帯及び子育て世帯に対し、新築住宅の建築工事費、中古住宅の取得費及び改修費の助成、町有地取得費の実費分を助成することにより、定住促進を図るものであります。

事業概要ですが、対象は若年世帯及び子育て世帯とし、補助額は、新築住宅については建築工事費の5%、上限100万円。中古住宅については取得費及び改修費の5%、上限50万円。また、加算金として長寿命化・ユニバーサルデザイン化・省エネルギー化の改修を実施した場合、対象経費の2分の1、上限10万円を加算するものでございます。

町有地取得については、土地取得費用の実費分を補助するものであります。

新築住宅に関しましては、町内事業者が施工するものに限るものとしております。

事業費の内訳としましては、補助金として住宅新築4件分、中古住宅取得6件分、町有地取得2件分、加算金6件分の計1,460万円を計上しております。財源は一般財源であります。

事業効果であります。若年世帯や子育て世帯の経済的な負担の軽減が図られ、定住人口の増加に寄与するものと捉えております。

続きましてナンバー6、交通モビリティシステム構築事業でございます。事業の目的ですが、リアルタイム予約管理システムや乗降データ、運行状況等の情報を一元管理できるシステムを導入し、地域公共交通の運行形態の最適化を図っていくとともに、デマンドバスの利便性の向上と事業者の負担軽減を図るものでございます。

事業概要ですが、予約管理システムによる運行ルートの自動算出やAI配車を行い、4台の車両を区域で区切らず流動的に運行することによって、予約時間の短縮や定員オーバーで乗れなかったという課題等を解決するものでございます。また、乗降データや運行状況等の統計データを活用し、さらなる利便性の向上につなげていくものでございます。事前に町民への説明会を開催し、利用方法の周知を行い、令和7年10月の運用開始を予定しております。

事業費の内訳としましては、交通モビリティシステム構築業務委託料として297万円を計上しております。財源は一般財源であります。

事業効果であります。利便性向上が図られるとともに本町の持続可能な地域公共交通システムの構築及び最適化に寄与するものと捉えております。

○議長（小西秀延君） 高尾税務課長。

○税務課長（高尾利弘君） ナンバー7、オンライン預貯金調査システム導入事業でございます。

事業費については9万7,000円、財源は一般財源でございます。

事業目的ですが滞納処分のため行政機関と金融機関で行ってきた口座照会の業務をオンラインシステムで行うことによって、財産調査に関わる業務が効率的かつ迅速に行えるようになり、行政機関と金融機関双方に事務の軽減を図るというものでございます。

事業概要ですけれども現在、滞納処分に係る預貯金調査、照会につきましては、調査対象者の口座がある金融機関ごとに臨店、郵送で行っているため、一定の期間を要しておりましたが、調査対象者の利用口座の変異等に伴いまして、調査対象となる銀行等の範囲の拡大と業務のスピードアップを図る必要があることから、対象者の氏名、生年月日で一度に複数の口座を調査できるオンライン預貯金調査システムを導入するものでございます。

事業費の内訳ですけれども手数料として月額基本料金が4,000円、利用件数は1件当たり20円で2,000件を見込みまして、全体で9万7,000円を見込んでございます。

事業効果としましては、預貯金調査件数、差押え件数の増による収納率の向上を目指すというものでございます。

○議長（小西秀延君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） 続きましてナンバー8、戸籍振り仮名通知事業についてご説明いたします。事業費は562万2,000円でございます。財源は国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補助率が10分の10でございます。

事業の目的でございますが、戸籍上に振り仮名を記載し、事務の効率化及び正確な事務処理を図るものでございます。

事業の概要でございます。戸籍法の一部改正により戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を追加するものでございます。

制度の概要としましては、令和5年6月2日、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同月9日に公布されました。従前、戸籍におきましては、氏名の振り仮名は記載事項ではなく、戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に氏名に加えて新たにその振り仮名が追加されることとなりました。

事業の内容としましては、住民票において市区町村が事務処理のために便宜上保有しております振り仮名情報を、住民基本台帳ネットワークを通じて収集し、令和7年5月26日を基準日とし本籍人へ仮の振り仮名として通知し確認を行うものでございます。

事業費の内訳でございますけれども、戸籍振り仮名の通知書の送料としまして、戸籍人口1万8,000人を想定しまして、はがき85円ということで郵便代として153万円、委託料として戸籍の振り仮名の通知書を作成する業務の委託で409万2,000円、合計562万2,000円になります。

事業の効果としましては、振り仮名を入れることで検索が容易にできることになりまして、事務の効率化や正確な事務処理が可能となってくるものでございます。

○議長（小西秀延君） 温井病院参事。

○病院参事（温井雅樹君） ナンバー9、介護医療院事業特別会計繰出金についてご説明させて

いただきます。事業費は5,100万円です。財源の内訳については記載のとおりでございます。

事業の目的でございますが、「患者さんに信頼され笑顔と思いやりのある病院づくり」をコンセプトに介護医療院の整備を進め、地域医療体制の充実を図るものでございます。

事業の概要でございますが、介護医療院の整備に係る一般会計から介護医療院事業特別会計への繰入金でございます。新病院改築Ⅱ期工事の全体事業費につきましては、表中のとおりでございます。

事業費の内訳でございますが、表中の①の補助金3,390万円と②の過疎債1,710万円を合わせた5,100万円を計上しております。

事業の効果としましては、介護医療院が整備されることで医療を必要とする要介護者の長期療養と生活支援の場が提供されること。看取りやターミナルケアが可能となること。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられること。この3つを事業効果として考えております。

○議長（小西秀延君） 森高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（森 誠一君） 10番の介護認定業務デジタル化推進事業についてご説明申し上げます。事業費は1,539万6,000円、財源につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金と一般財源になります。

事業の目的でございます。認定調査員のスキルの平準化、認定調査の効率化、ヒューマンエラーの防止、事務効率化を図ります。

事業概要につきましては、介護認定における介護認定調査及び認定審査会に係る業務について、介護認定調査員支援システム及びビデオ会議システムを導入し、業務の効率化を図るものでございます。

事業費につきましては、通信費等と物品調達を含むシステム導入委託料になります。

事業効果につきましては、調査員業務の平準化及び効率化、ペーパーレス化による紙資料廃止及び資料共有の簡便化、審査会のオンライン開催により移動時間及び経費の削減につながるものでございます。

○議長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） ナンバー11、未来につなぐ福祉人材応援事業でございます。

事業費は1,005万2,000円でございます。財源の内訳は、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的です。福祉・介護現場の人材確保及びサービス維持にかかる負担を軽減し、福祉・介護人材が町内で育成・定着されることを応援することで、将来的に持続可能な地域住民サービスの維持・向上を図るものでございます。

事業概要です。事業内容として6項目を上げておりまして、(1)福祉・介護人材移住定住PR業務委託、(2)福祉・介護職新規就業準備金につきましては、令和6年度から事業を実施しているものでございます。新たに(3)介護従事者支援金を行います。①移住者に対しては、過去1年間継続して就労したら支援金10万円を給付、②訪問介護従事者につきましては、基準日を設けまして同様に基準日の過去1年間継続して就労したら、フルタイムの方には10万円、パートタイム

の方には5万円を給付いたします。③外国人介護人材につきましては、町内の事業所に就職した方につきまして、初任給までの生活費補助ということで、日用品等購入費用として3万円を給付いたします。④キャリアアップ研修受講者に対しては、研修・資格取得費5万円の助成を行います。(4)外国人介護人材雇用費助成金でございますが、今年度までは一人当たり10万円の上限額を設けておりましたが、令和7年度からは費用上限を30万円に上げます。(5)訪問介護事業支援金でございます。こちらは事業所に対して支援金を支出しますが、①燃料費補助としてガソリン代の一部として助成するもので、1事業者当たり30万円を上限といたします。②初期対応困難者対応時補助でございますけれども、介護報酬の算定対象外となる一人分につきまして、人件費を補助するものでございます。(6)福祉有償運送事業者に対する支援金でございます。①燃料費補助でガソリン代の一部として、実績を見て1キロメートル当たり10円の助成で計算し、上限額を30万円といたします。②車両保険料で保険料の一部を1台当たり2万2,000円助成いたします。

事業費の内訳は、(1)のPR業務委託につきましては76万3,000円、それ以外につきましては、補助金として928万9,000円、合計1,005万2,000円の事業費となっております。

事業効果としましては、障害福祉及び介護事業者の福祉人材の定着と採用の増加。また、それに伴いまして介護サービス量の維持、向上を図るものでございます。

○議長(小西秀延君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

---

再開 午後 2時14分

○議長(小西秀延君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

太田政策推進課長。

○政策推進課長(太田 誠君) ナンバー12、アイヌ文化保存・伝承・発展活動推進事業でございます。事業の目的ですが様々なアイヌ文化の保存・伝承事業を行い、地域に息づくアイヌ文化の理解促進、次代への継承と人材育成を図るものであります。

事業概要ですが町内のアイヌ関係団体が主体となり、アイヌ文化を担う人材を育成するため、アイヌ文化、歴史、木彫、伝統料理などを学ぶ人材育成講座や、アイヌ語の研究、話者の育成講座、古式舞踊の伝承等事業を行うものであります。

事業費の内訳としましては、事業に係る旅費2万8,000円、消耗品8万円、アイヌ関係団体への委託料として2,528万4,000円を計上しております。事業費総額は2,539万2,000円、財源は国庫支出金のアイヌ政策推進交付金2,031万3,000円、一般財源507万9,000円となっております。

事業効果であります。アイヌ文化の担い手育成はもとより、様々な伝統文化の講座や体験を通して、アイヌ文化の理解促進に寄与するものと捉えております。

続きまして13、生活館改修事業でございます。事業の目的ですが緊急性を要する不具合箇所の改修を行い、アイヌ文化伝承活動や地域住民の活動・交流の拠点として適切な維持管理を図るものであります。

事業概要ですが、社台生活館、川沿生活館の雨漏りを防止するための改修、北吉原本町生活館の屋外にある立水栓の取替え及び駐車場の舗装の一部改修でございます。また、萩野生活館駐車場の砂利の敷ならしを行うものでございます。

事業費の内訳としましては、砂利の敷ならしに伴う重機借上げ料4万9,000円、工事請負費602万1,000円、原材料費4万4,000円を計上しております。事業費総額は611万4,000円、財源はアイヌ政策推進交付金489万1,000円、一般財源122万3,000円となっております。

事業効果であります。利用者に対する安全性の確保と利便性の向上につながるものと捉えております。

○議長（小西秀延君） 渡邊健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊博子君） ナンバー14から16までのご説明をいたします。ナンバー14の5歳児健康診査事業でございます。事業費が35万7,000円、財源内訳が国庫支出金とふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

事業目的です。5歳児健診を行うことにより、発達障がい等の子供の特性を早期に発見することで、特別な配慮を必要とする児の早期介入及び生活への適応の向上へとつなげ、修学前までに必要な支援体制の拡充を図るものでございます。

事業概要です。乳幼児健診は1歳6か月児健診と3歳児健診が法定健診となっております。白老町ではそのほかに4か月児、10か月児の健診、7か月児、13か月児、2歳児の相談を実施しているところであります。それに加えて令和7年度から5歳児健康診査を実施し、切れ目のない支援体制を整備するものでございます。

事業内容として、対象児は4歳6か月から5歳6か月の幼児といたします。健診内容としては、発達状況の確認、育児上の問題となる事項を問診、診察、集団観察等にて発見いたします。実施時期につきましては、集団健診として行いまして年4回を予定しております。従事者につきましては記載のとおり、事後支援としては、健診の結果、発達障害等の疑いがあると判定された子供につきましては、就学前までに保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携して相談体制を整備していくということでございます。

事業費の内訳は、報償費として5歳児健診には臨床心理士さんも参加していただくこととなりますので、報償費13万4,000円、小児科医の委託料として18万8,000円を計上し、合計で35万7,000円の事業費となっております。

事業効果は、支援体制の拡充、相談体制の整備、学童期の不登校発生数の減少にもつなげていければいいかなというところでございます。また、切れ目のない子育て支援で、子育て世代人口の拡大も図られるというところを目標としております。

続きましてナンバー15、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業でございます。事業費は1,895万1,000円、財源は一般財源でございます。

事業目的です。感染したときに重症化しやすい高齢の方等を対象に、新型コロナウイルスワクチンの接種費用を一部助成することにより、発症や重症化の予防を図るものでございます。

事業概要です。当該予防接種につきましては、令和5年度まで特例臨時接種として全額国費に

て無料で行っておりました。令和6年度からはB類疾病になったことで重症化予防を目的とした高齢者等に対する定期接種として、秋、冬の時期に行っているものでございます。

対象となる65歳以上の高齢者、60歳から64歳までの一定障害等を持つ方につきましては、予防接種の費用を一部助成いたします。生活保護の方には全額負担することで接種の促進と重症化予防を図るものでございます。

事業内容としましては、対象者が65歳以上と60歳から64歳の一定障害を有する方、自己負担は3,000円ということで、生活保護の方については無料といたします。町内医療機関で実施ということと、町外の医療機関に入院している方、また施設入所している方につきましては、償還払いといたします。

事業費の内訳として、委託料で1,800万6,000円、扶助費として87万6,000円を計上しております。総額1,895万1,000円となっております。

事業効果は、予防接種率の向上により発症予防や重症化予防を図るものでございます。

続きましてナンバー16、带状疱疹ワクチン接種支援事業でございます。事業費は586万1,000円、財源は一般財源でございます。

事業目的は、水痘带状疱疹ウイルスは、加齢や疲労、免疫抑制状態など再帰感染することで発症し、疼痛や後遺症につながる合併症もあります。带状疱疹ワクチンの予防接種費用を助成することにより、接種率の向上、重症化予防、罹患者の抑制を図るものでございます。

事業概要です。令和7年4月1日より带状疱疹は予防接種法上のB類疾病に位置付けとなったことから、対象者に接種を行うものでございます。

対象となる方は65歳の高齢者や一定障害を有する60歳から64歳までの方、また生活保護の方には全額負担することで接種を促進し、発症また重症化予防を図ってまいります。

事業内容として、対象者は①65歳以上の方、②60歳から64歳までの免疫不全障害を有する方、③として5年間の経過措置ですが、70歳以降の5歳刻みで100歳までの方を対象といたします。

接種内容は、生ワクチンと不活化ワクチン、2種類ありますけれども、いずれの接種も可能といたします。

自己負担につきましては、生ワクチンを打った方につきましては4,000円、不活化ワクチンを打つ方については1万円の自己負担ということにします。

町内の医療機関にて接種を行います。そのほかの町外の医療機関に入院している方、また施設入所している方につきましては、償還払いを行います。

事業費の内訳として、委託料558万9,000円、扶助費9万8,000円、合計586万1,000円の事業費となっております。

事業効果は、予防接種率の向上により発症予防、また重症化予防を図るものでございます。

○議長（小西秀延君） 工藤生活環境課長。

○生活環境課長（工藤智寿君） 17番、畜犬車両更新事業でございます。事業費につきましては517万9,000円、財源内訳につきましては、ふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金となっております。

事業目的ですが、現在、使用しております畜犬トラックにつきましては、登録以来15年経過しております。走行距離も16万キロメートルを超えております。ここ数年ですが故障がかさんでおりまして、修繕料のほうもかさんでいる状況であります。

事業概要でございますが、車両の主な用途は、保護犬等の確保や有害昆虫の駆除、動物の死体回収等で活用しております。業務の性質上、脚立や鉄製の檻といった大型の道具を使用するほか、保護犬の運搬や動物の死体の回収ということで、箱付きのトラックが望ましいところではあります。高額であることから荷台の広いバンタイプを購入したいと考えております。

車両の概要につきましては、記載のとおりとなっております。

事業効果でございますが、故障による長期使用不可及びそれにより業務に支障を来すことの防止、それから経年劣化による故障の際の修繕料の削減であります。

○議長（小西秀延君） 温井病院参事。

○病院参事（温井雅樹君） ナンバー18、国民健康保険病院事業会計繰出金等（病院改築事業分）についてご説明させていただきます。事業費ですが2億3,323万5,000円で、財源の内訳は記載のとおりであります。

事業の目的ですが、先に説明した介護医療院と同様、地域医療体制の充実を図ることとしております。

次に、事業の概要でございますが、新病院の整備にかかる一般会計から国民健康保険病院事業会計への出資金等で、事業費の内訳につきましては、病院改築分の出資金として1億9,210万円と新病院の移設と廃棄処分にかかる繰出金として4,113万5,000円、計2億3,323万5,000円を計上しております。

事業効果でございますが、患者への安全・安心な療養環境等の提供、医師等にとって働きやすい環境整備、災害時における病院機能の維持の3つとしております。

○議長（小西秀延君） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 19番、水道事業会計繰出金（料金改定補填分）でございます。令和7年度から実施を予定しております水道料金の改定につきまして、一般会計から8,000万円を繰り出していただき、水道使用者の負担軽減を図るものでございます。このことにより48.6%の引き上げが平均26.1%にとどまるということで、負担軽減が図られることとなりますので、町民負担の軽減、それから水道事業会計の健全化が図られるものでございます。

○議長（小西秀延君） 菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） 20番からご説明させていただきます。20番、次世代和牛生産システム構築拠点支援事業でございます。事業費は45万円で財源は記載のとおりです。

本事業は国立研究開発法人科学技術振興機構の事業として、全国の大学等から66件の応募があった中、6件が採択され、そのうちの1つとして採択決定されたものであります。

事業内容は、産官学の連携の下新たな和牛生産基盤の確立を目指すものであり、実施体制は北海道大学農学部を中心とし、本町は幹事自治体として参加するものであります。

今年度の事業目標は、革新的な黒毛和牛の放牧肥育の実施と放牧管理システムの構築であり、

本町の役割としては、研究フィールドへの学生等の派遣に係る支援と育成型から本格型への昇格申請を目指したプロジェクトへの理解醸成に向けた事業展開を図るものであります。

本事業を行うことにより、革新的な和牛生産システムが構築され、スマート放牧管理でZ世代が導く新たな地域社会の実現に寄与するものであると考えております。

続きまして21番、町有林道整備事業でございます。事業費は3,000万円で財源は記載のとおりです。

本事業は、公共が実施する林道整備に対して国が全額支援する制度であり、本町においては、初めて森林整備事業の活用を図り、路網整備を実施するものであります。

事業内容は、白老町字石山地区の町有林202ヘクタールの適切な管理を行うため、延長600メートルの林道専用道路を開設するものであります。本事業を行うことにより適切な森林資源の把握と計画的な森林管理や災害の防止に寄与するものであると考えております。

続きまして22番、地域材活用推進事業でございます。事業費は87万6,000円で財源は記載のとおりです。

本事業は、森林環境譲与税の有効活用を図るため、地域木材の有効利用と地域林業の活性化を図ることを目的として実施するものであります。

事業内容は、地域材を素材として幼児用テーブルを製作することにより、町内保育施設において地域材に触れていただく機会の創出を図るものであります。

本事業を行うことにより森林整備を支え、社会における木材利用を推進することにより、木材産業の活性化等につながるものであると考えております。

続きまして23番、海と漁業を科学するプロジェクト事業でございます。事業費は1,242万1,000円で財源は記載のとおりです。

本事業は昨年に引き続き2年目となる事業であり、高度な技術を要する閉鎖循環型陸上養殖事業の確立を目指すものであります。

事業内容は、今年度、ホッケの親魚から採卵を経て人工受精に成功したところであり、現在、仔魚が順調に生育していることから、来年度からは本格的に養殖事業と飼育データの分析に取り組むものであります。また、3年目を見据え本事業の自走化に係る専門人材の育成や出口戦略の構築を図ります。

本事業を行うことにより本町において閉鎖循環型陸上養殖の技術が確立され、漁家所得の安定化と新たな産業の創出につながるものであると考えております。

○議長（小西秀延君） 三上経済振興課長。

○経済振興課長（三上裕志君） ナンバー24から28までの5事業につきましてご説明いたします。ナンバー24、小規模事業者経営改善資金融資利子補給事業でございます。事業費は60万円で全額一般財源でございます。

本事業は、小規模事業者経営改善資金融資制度利用者の利子負担を軽減するものでございます。

補助対象者は、町内で事業活動を営んでおり、白老町商工会の推薦を受け、本融資を受けた中小企業者であること、それと町税の滞納がないこととしております。

補助対象期間は、利子発生月から3年間、補助金額は融資に係る利子の2分の1で同一事業者につき年20万円を限度とし、令和7年度は3件の利用を見込み予算計上をしております。

本事業を行うことによりまして、町内事業者の経営の健全化及び経営基盤の強化、商工業活性化の支援となるものと考えております。

続きましてナンバー25、企業誘致状況調査事業でございます。事業費は181万5,000円で全額一般財源でございます。

本事業は、全国規模の企業アンケート調査を実施し、今後の企業誘致活動等に活用することを目的としております。事業の進め方としまして、一般社団法人日本立地センターへの委託業務とし、全国規模の企業アンケートの実施、誘致専門員による企業訪問、各種媒体への広告掲載によるPR、企業立地関連団体への用地情報の提供等を行うものであります。

本事業を行うことによりまして、ラピダスの千歳市進出を企業誘致の好機と捉えた企業誘致活動の推進に力を入れてまいりたいと考えております。

続きましてナンバー26、町内周遊活性化イベント開催事業でございます。事業費は637万5,000円で財源は記載のとおりでございます。

本事業は、令和6年度作成の白老町観光パンフレットと連動し、まちの賑わい創出を目的としたスタンプラリーを実施することにより、アイヌ文化の理解促進、観光情報発信及び観光消費額増加の相乗効果を図るものであります。

過去の調査結果から札幌圏在住の40代女性をメインターゲットとしまして複数の対象スポットを訪れることで、景品応募を可能とする仕組みとしております。

事業内容としては、特設サイトの作成、運用、申し込みフォーム、各スポットの設定、景品の調達・発送、事業者との調整としており、関連する経費を計上しております。

続きましてナンバー27、ポロトミンタラフェスティバル開催事業でございます。事業費は580万円で財源は記載のとおりとなっております。令和6年度まで町内活性化イベント開催事業として実施してきました。事業の名称は変わっておりますが基本的には継続の事業となっております。

令和6年度までは夏と秋の2回イベントを開催しておりましたが、この時期を若干ずらしまして、7月から9月の夏季に1回、その中ではアイヌ文化や食を活用したイベントを実施する予定です。それと12月から2月の冬季間に1回ということで、こちらについては白老牛をメインとしたイベントを白老牛銘柄推進協議会との連携によって実施したいと考えております。また、これに合わせたナイトタイムイベントとして、アイヌ文様を用いたスカイランタンを上げるイベントについても実施したいと考えており、これについては、できればウポポイの中で開催できたらというふうに考えております。事業費につきましては、企画運営にかかる委託料として、それぞれ計上しております。

続きましてナンバー28、アドベンチャートラベルガイド人材養成事業でございます。事業費198万円で財源は記載のとおりでございます。全国的に増加しているインバウンド事業を見据え、新たな分野のガイド人材を育成することで、観光入込客数及び観光消費額の増加を図るものであります。

講座の内容としましては、カヌー、登山、自然・文化、安全講習等の全11回程度を予定しております。事業費は委託料として198万円。事業効果については記載のとおりとなっております。

○議長（小西秀延君） 菊池農林水産課長。

○農林水産課長（菊池拓二君） 29番です。石山1番線外1路線用地測量事業でございます。事業費は1,700万円で財源は記載のとおりです。

本事業は、本町の基幹産業である一次産業の基盤整備を図るため、北海道の農村整備事業の活用により令和10年度の農道整備着工に向け、当該整備予定区間の用地測量を実施するものであります。

事業内容は、石山地区の農業振興地域に接道する石山1番線及び5番線の整備予定区間約1キロメートルにおいて、町道の現道確定に伴う用地測量を行うものであります。

本事業を行うことにより安定的な農畜産物の出荷が可能となり、長年の目標であった石山地区の農業振興及び周辺地域住民の方々の避難経路等の確保につながるものであると考えております。

○議長（小西秀延君） 瀬賀建設課長。

○建設課長（瀬賀重史君） ナンバー30についてご説明させていただきます。町道改修事業、中央通改修事業でございます。事業費につきましては4,600万円で財源内訳は記載のとおりとなっております。

事業の目的としましては、白老町舗装補修計画に基づき、各地区の幹線道路を中心に既設路面に生じた凹凸、段差解消を行うことで、路面の平坦性を確保し、走行車両への安全性向上を図るものでございます。現在、白老橋修繕代行事業で全面通行止めとなっております中央通におきまして、令和7年度に予定されております橋梁部の舗装と一体的に舗装補修をすることで効率的な整備が実施されるところでございます。

事業の内容としましては、整備延長が約1,150メートルとなっております。白老橋から東側にコスモ石油付近までの600メートル、白老橋から西側の白老斎場付近までの550メートルのオーバーレイ補修を実施する予定となっております。

事業効果としましては、幹線道路の凹凸、段差を解消することで、走行車両の安全性の確保が図られるものと捉えております。

続きまして、ナンバー31について説明させていただきます。都市公園安全・安心対策事業でございます。事業費につきましては3,664万円で財源内訳は記載のとおりとなっております。

事業目的としましては、白老町公園施設長寿命化計画及び公園アンケート結果に基づき、安全で快適な公園を目指し、遊具施設等の更新を図るものであります。

事業の概要としましては、資料の中の遊具更新イメージがありますが、大町中央公園につきましては、小型の複合遊具、萩野大町公園につきましては、滑り台の更新など町内の5公園において改修を予定しているところでございます。

事業の効果としましては、公園機能の充実化による憩いの場の確保、子供の運動能力の向上、レクリエーション空間の提供が図られるものと捉えております。

続きましてナンバー32でございます。町営住宅建替事業、緑ヶ丘団地建替事業でございます。

事業費につきましては6,173万5,000円で財源内訳は記載のとおりでございます。

事業の目的としましては、現在の緑ヶ丘団地と西団地につきましては、耐用年数を超過し老朽化が著しいことから、緑ヶ丘団地での現地建て替えによる団地の集約再編整備を実施し、良好な住環境の推進を図るものでございます。

事業の概要ですけれども、緑ヶ丘団地（32棟128戸）と西団地（11棟52戸）につきましては、白老町公営住宅等長寿命化計画における緑ヶ丘団地への集約再編と、ストック戸数の見直しに基づきまして、現地建て替えを実施するため、令和7年度は1号棟の建築実施設計及び地質調査、道路の実施設計、上下水道実施設計を実施するものでございます。

事業の効果としましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、令和14年度末を目標とした現在の管理戸数を1,007戸から910戸へ削減を目標としております。

また、老朽化の著しい町営住宅の解消、良好な住宅・住環境の推進を図るものでございます。

続きましてナンバー33になります。町営住宅建替事業、旭ヶ丘団地建替事業でございます。事業費につきましては1,412万8,000円で財源内訳は記載のとおりとなっております。

事業の目的としましては、現在の旭ヶ丘団地につきましては、老朽化が著しく耐用年数を超過していることから、現地建て替えによる整備を実施し、良好な住環境の推進を図るものでございます。

事業概要としましては、旭ヶ丘団地（14棟56戸）につきましては、白老町公営住宅等長寿命化計画におけるストック戸数の見直しに基づきまして、現地建て替えを実施するため、令和7年度は基本設計と現況測量を実施するものでございます。

事業の効果としましては、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、令和14年度末を目標として、既存の管理戸数を1,007戸から910戸へ削減を目標としておりまして、老朽化の著しい町営住宅の解消、良好な住宅・住環境の推進が図られるものと捉えております。

○議長（小西秀延君） 本間消防長。

○消防長（本間佳令君） 34番、消防職員防火衣更新事業をご説明します。事業目的として、導入から11年経過し、老朽化の激しい防火衣を更新し、危険な現場活動における消防職員の安全確保を図ることを目的としております。

事業概要ですけれども総務省消防庁が示す「消防隊員個人防火装備にかかるガイドライン」に準拠した防火衣一式に更新するものです。

事業費の内訳としては、防火衣一式（防火服上下、防火帽、防火フード、墜落制止用器具、ヘッドライト）、これに防火革手、防火長靴が入りまして事業費の総額2,644万円、財源内訳としては特定防衛施設周辺環境整備調整交付金2,500万円、一般財源144万円となっております。

続きまして35番、救急用資機材整備更新事業でございます。事業目的は救急用資機材の更新により、救急救命士の特定行為の成功率の上昇及び地域住民の救命率の向上を図るということです。

事業概要ですけれども、救急救命士は資格取得後も毎年病院実習等をはじめ、継続的な訓練が義務付けられており、年間相当数の人形を用いた訓練を実施しているところでございます。現在使用している人形は導入から20年経過し、劣化・損傷が激しく、効果的な訓練が実施できていな

い現状にありますことから、更新を図るものでございます。なお、全身人形のみでは訓練により損傷・劣化が激しいことから、これとは別に静脈路確保、点滴ラインの確保を目的としたトレーニングキットも合わせて購入するものです。

事業費内訳についてはすけれども、訓練人形233万4,000円、静脈路確保トレーニングキット14万3,000円、合計247万7,000円。財源内訳は、まち・ひと・しごと創生基金繰入金を充当するものでございます。

続きまして36番、水難救助資機材整備事業。目的及び概要ですけれども、当町においては、夏場の雨量が多く、これまでも大雨による洪水や冠水事案、また昨年度もありましたがポロト湖並びに倶多楽湖においても水難事故が発生した場合に要救助者を救出するための水難救助資機材を整備することが急務と捉え、今回導入を図るものでございます。

事業内訳としては、救命用ボート並びに船舶資格不要の船外機、ライフジャケット、電動高圧ポンプ、一式125万9,000円となっております。財源内訳は、まち・ひと・しごと創生基金繰入金を充当します。

続きまして37番、東胆振消防指令業務共同運用事業。事業目的ですが東胆振管内3消防本部における消防指令業務共同運用の実施に向けた準備を進め、人的・財産的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制の確立を図ることを目的としております。

事業概要ですけれども、本町を含む東胆振管内3消防本部は、令和8年度から119番通報などを受ける消防指令業務の共同運用を開始する予定となっております。消防指令業務を共同運用することで、最新の高機能指令システムの導入や司令業務の専従化により、消防体制が強化されることが想定されます。

事業費内訳ですけれども共同指令センター構築業務負担金として2億2,419万円、財源内訳は、緊急防災減災事業債2億2,410万円、一般財源9万円となっております。

続きまして38番、消防庁舎スタッキングドア改修事業でございます。事業目的は、現在のスタッキングドアは設置から18年が経過し、耐用年数を超過しており、令和4年度以降不具合により出動に影響する事案も出ております。故障した際には緊急車両の出動に影響がことから、故障しても対応可能なシャッターに更新することにより、出動の遅延防止を図ることを目的としております。

事業費の内訳については、消防庁舎スタッキングドア改修工事費として2,763万2,000円、財源内訳は、過疎対策事業債2,760万円、一般財源3万2,000円となっております。

○議長（小西秀延君） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 39番から41番までご説明いたします。まず39番です。防災行政無線更新事業で、事業費につきましては632万1,000円です。財源内訳は記載のとおりでございます。令和6年度に防災情報システムを導入するための予算をいただき現在更新しております。この更新後の令和7年度につきましては、鉄塔を含む屋外スピーカー及び旧防災行政無線撤去のための実施設計を行うこととして、予算を提案するものでございます。

事業効果につきましては、老朽化した防災無線の更新及び設置箇所の適正化を図り、役場庁舎

外からのタブレットによる防災行政無線への出力が効果と考えております。

続いて40番です。インバウンド災害避難対策事業です。事業費は80万3,000円でございます。現在、コロナ禍を過ぎ、町内の交流人口が増加傾向にある中、災害発生時であっても外国の方を含めた観光客が避難場所を認識できるようにウポポイ及び白老駅周辺の街路灯や店舗等、町内一円で町防災マップが閲覧できるQRコードの掲示を進めていくものでございます。

事業内容としましては、ウェブ版の防災マップの更新と耐水のステッカーの作成を考えております。このことによりまして外国人の観光客及び町民の防災意識の向上と安全が守られるものと考えております。

最後に41番です。石山大排水路増水対策事業です。事業費は715万円です。石山ライラック団地の排水路において、降雨時に増水した際の冠水被害防止を図るため、現在設置しているポンプ3台、発電機1台が30年以上経過していることから、耐用年数が超過し不具合が生じていることから、この機器の更新を行い、団地内の道路冠水や住宅浸水の防止を図り、皆様の安全を守るものいたします。

○議長（小西秀延君） 富川学校教育課長。

○学校教育課長（富川英孝君） 42番と47番のご説明をするところですが、本日、伊藤生涯学習課長が欠席となっておりますので、43番から46番につきましても代わってご説明させていただきます。ご了承いただきたいと思います。

まず42番、小中学校熱中症対策事業704万5,000円でございます。事業目的としましては、小中学校の児童生徒の夏季における熱中症発生を防止し、安心・安全に学校生活を送れるよう各普通教室及び特別支援教室にウインドエアコンを設置し、学習環境の改善を図るものでございます。

事業内容の背景としましては、今年度、データロガーということで各教室の気温を測ってききましたが、おおむね30度以上が継続されましたので、文部科学省で定める17度から28度以下という適正気温を目指して各学校の普通教室並びに特別支援教室に、それぞれ1台から2台となりますけれども設置するものであります。合計68台程度を予定し事業効果としましては、児童生徒の熱中症発生の予防、各小中学校の学習環境の快適化が期待されると考えております。

続いて43番、社会教育施設照明設備LED化改修事業でございます。事業費につきましては749万1,000円となっております。

目的としましては、竹浦コミュニティセンターにおける照明器具のLED化改修を行うことにより、継続的な貸室業務と省エネ化による経費削減を図るものであります。

事業内容としましては、竹浦コミュニティセンターの既存照明器具133台をLED照明器具に改修するものであります。

事業効果につきましては、経費の削減という面で言いますと年間45万2,000円の約50%、22万6,000円が軽減できる見込みとなっております。

続きまして44番、萩野公民館屋根防水改修事業、事業費につきましては2,385万9,000円となっております。

目的としましては、地域住民が安心して施設を利用できるよう、萩野公民館屋根の防水工事を

実施し、雨漏り発生の防止を図るものであります。

萩野公民館につきましては、建設後23年が経過し、令和5年4月に創作活動室において雨漏りが発生しております。その後も防水層の浮きなどが指摘されている現状にあって、6年度の点検結果としましては、やはり防水層の中に水が溜まっている部分があって、防水機能の低下が認められるという指摘を受けているところであります。このことから、萩野公民館の屋根防水改修工事、面積としましては998.5平方メートルになっております。

効果としましては、雨漏り発生の防止で萩野地区における地域コミュニティの活動拠点の持続的発展が期待されているところでございます。

それから45番、スポーツ習慣化定着事業でございます。事業費につきましては1,054万5,000円となっております。

事業目的としましては、運動・スポーツと健康づくりの定着化により、様々な交流を通して、地域コミュニティの形成や生きがいつくりに寄与するとともに、町民の健康寿命延伸につながるきっかけづくりを図るものであります。

事業概要としましては、スポーツトレーナーによる「健康キャラバン」の継続実施、それから現役世代向け運動習慣化メニューの新設、町内関係団体等による健康キャラバンタイアップ事業の実施、運動相談窓口の開設、健康スポーツ世代間交流イベントの開催、スポーツ習慣化促進事業推進委員会の開催等となっております。

事業効果でございますけれども、町民の運動・スポーツ習慣の定着化や健康づくりに対する意識が向上すること。体力向上、健康増進、介護予防、生きがいつくり等、町民の気運醸成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして46番、スポーツ政策強化事業でございます。事業費につきましては1,561万1,000円。

目的としましては、町民のスポーツに対する自発的な参画を促し、運動・スポーツの取組をさらに強化するとともに施策の総合的かつ計画的役割の明確化を図るものであります。

事業概要としましては、スポーツ推進計画の策定、北海道大学大学院保健科学サテライト研究室の招聘、スポーツ政策強化アドバイザーの導入等をもって、この事業を図ってまいりたいと考えております。

事業効果としましては、スポーツを通じた健康増進及び健康長寿社会の実現、北海道大学大学院等の研究機関や民間事業者の協力を得て、中長期的視点で町民の健康寿命延伸のための効果を分析し、継続的な事業を進めてまいりたいと考えております。

最後になります。47番、学校給食用食器等整備事業でございます。事業費につきましては697万2,000円。

目的としましては、平成27年度のしらおい食育防災センター開設時に導入した食器の更新を行い、より長く衛生環境に配慮し、安心して安全な給食提供を継続的に行っていくということで、計画的な更新を図ってまいりたいと考えております。

事業概要としましては、食器類、プレート1,200個、小深皿1,100個、それから備品購入としまして、食器かごをそれぞれ購入するものであります。

事業効果につきましては記載のとおり、衛生環境の向上により継続的な安全・安心な給食提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小西秀延君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。明日10時より引き続き議案説明会を再開いたしますので、各議員には出席方よろしくお願いいたします。

本日はこれを持って散会いたします。

（午後 2時58分）